第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第１節　歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組

これまで津和野町が行ってきた歴史的風致の維持及び向上に関係する主な取組は、以下のようになる。

歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの主な取組

区　分	主な取組	備　考
文化財の保存・活用	○文化財の指定への対応：国、県、町 ○登録有形文化財、登録記念物の登録（国）への対応 ○文化財の保存修理 ○文化財の防災対策 ○文化財の調査 ○文化財に関する啓発活動 ○歴史文化を生かした取組・活動の支援	
都市計画 **景観**	○津和野都市計画区域の指定（県）への対応 ○景観計画の策定：景観形成地区の指定	
都市基盤の整備	○都市計画道路の整備 ・殿町通り ・本町・祇園丁通り　など ○公共下水道の整備 ○津和野川の環境整備：「津和野川いこいの散歩道」 ＜国関係以外＞ ※殿町通り：第９回しまね景観賞（平成 13 年度） ※本町・祇園丁通り：土木学会デザイン賞 2009（最優秀賞） ※通りでの夜の景観づくり活動（有志：第 15 回しまね景観賞） ※津和野川いこいの散歩道：第３回しまね景観賞（平成７年度）	※藩政時代の街並：手づくり郷土大賞 （国土交通省：平成 17 年） ※本町・祇園丁石畳通り：手づくり郷土賞 （国土交通省：平成 19 年） ※都市景観大賞「津和野町後田地区」 （建設省：平成６年） ※山陰の小京都　史跡と鯉とロマンの町：水の郷 （国土庁認定：平成６年度） ※くらしのみちゾーン：スーパーモデル地区指定 （国土交通省：平成 17 年） ※主要地方道萩津和野線・歴史と自然の街道：マイロード事業実施箇所認定 （建設省：平成４年） ※高津川水系津和野川：ふるさとの川モデル河川指定 （建設省：昭和 62 年）
文化施設等の整備	○津和野町郷土館 ○津和野藩校養老館 ○森鷗外記念館 ○津和野町日本遺産センター ○桑原史成写真美術館 ○安野光雅美術館 ○津和野町民センター ○津和野今昔館 ＜民間施設＞ ○津和野美術館 ○杜塾美術館 ○亀井温故館	※森鷗外記念館：第３回しまね景観賞（平成７年度） ※安野光雅美術館：第９回しまね景観賞（平成 13 年度） ※津和野藩校養老館：第 27 回しまね景観賞（平成 31 年度）
農地の保全	○農業生産基盤の整備：用排水施設、暗渠排水等 ○遊休農用地の発生防止	

＜都市基盤の整備＞



殿町通り



津和野川

＜文化施設（公共施設）の整備＞



津和野町郷土館



津和野藩校養老館



森鷗外記念館



津和野町日本遺産センター



桑原史成写真美術館



安野光雅美術館

第２節　津和野町の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

津和野町の文化財や歴史的風致の現状及び特性、問題点を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に取り組むための基本的な課題を検討すると、以下のようにまとめることができる。

１　「歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化」に関わる課題

津和野町においては、重要無形民俗文化財である津和野弥栄神社の鷺舞、島根県無形民俗文化財の津和野踊、津和野町無形民俗文化財の奴行列（津和野地区）、鷲原八幡宮の流鏑馬神事が継承されている。また、未指定文化財の神楽や田植え囃子、地芝居などの民俗芸能等が数多く行われている。

しかし、過疎化や少子高齢化等が進み、民俗芸能等の維持・継承が難しくなっている。

特に、未指定文化財の民俗芸能等を支える担い手の減少、高齢化が進んでおり、関係団体の活動基盤の弱体化も進んでいる。

加えて、未指定文化財の民俗芸能等に対する現状把握や調査等が不十分であり、行政としての支援、関係団体や専門家、行政の連携や協働の取組も十分とはいえない。

この他、津和野町では、酒づくりなどが、歴史的な街並みにおいて歴史的建造物を使って現在も行われているが、建造物の一部で老朽化が進んでいるとともに、後継者や担い手の確保が難しくなっている。

２　「歴史的建造物等の保存・活用」に関わる課題

津和野町には、城跡や庭園等、埋蔵文化財などを含めると、原始・古代から近代まで多種多様な歴史的遺産が、“野・山・街”に存在する。このうち建築物についてみると、中世における鷲原八幡宮（本殿、楼門）、近世における鷲原八幡宮（拝殿）や旧津和野藩家老多胡家表門、永明寺、津和野藩校養老館などが残っている。また、旧城下町を中心に江戸時代や明治・大正時代及び昭和初期の建築物が多数残っており、町内全体では 17 件 56 棟が登録有形文化財となっている。

これらのうち、指定及び登録文化財については、維持管理や保存修理に対応してきているものの、保存修理などが必要な建造物も存在する。

さらに、未指定や未登録の文化財（建造物）については、指定文化財等以上に保存修理が必要なものが多数存在する。また、高齢化や子・孫世代の町外への転出等によって所有者等による維持管理が難しい状況もみられ、今後、さらに老朽化や毀損が生じることが予測され、一部は取り壊しも懸念される。

こうした歴史的建造物等について、重要伝統的建造物群保存地区では地域住民による防災訓練が行われているものの、防災設備の設置が十分とは言えない。また、指定・未指定に関わらず、住民の防災意識を醸成する機会の確保に、より一層取り組む必要がある。

加えて、文化財総合的把握モデル事業などにおいて、多数の歴史的建造物を把握しているが、内容や価値に関わる詳細な調査ができていないものが多数あるとともに、まだ把握できていない歴史的建造物も存在すると考えられる。

３　「歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備」に関わる課題

津和野町には、前記のように多種多様な歴史的建造物が存在し、旧城下町一帯や日原地区などでは歴史的・文化的な風情のある街並みを構成している。また、“野”においても石見瓦の家々や田園、背後の山並みなどが独特の集落地の景観を形づくっている。

しかし、歴史的建造物や地割りの残る街並みにおいては、過疎化・高齢化を背景として、空き家や空き地が増加している。また、集落地においても、空き家や耕作放棄地の増加が進んでおり、景観の変容にもつながっている。

４　「歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化」に関わる課題

津和野町において、歴史文化はまちの特色であり、住民や津和野町外で暮らす津和野出身者の誇りであるとともに、観光資源としても大きな役割を担う。しかし、社会情勢の変化により、観光客の志向も多様化し、新たな魅力作りが求められている。また、観光客の減少は地域経済の衰退を及ぼし、地域の活力が失われている。

津和野地区についてみると、旧城下町のエリアや歴史的街並み及び文化財の立地は、面的広がりを有しているが、案内表示板や歩行環境、情報提供は十分とはいえず、観光客の行動は殿町通りなどの一部に限られる場合が多い。また、津和野町全体でみても、観光資源は町内各地にあるが、それらのネットワーク的な活用は極めて限定的である。

さらに、合併に伴う町域の拡大を考慮した住民に対する文化財の周知・啓発、広域的な情報発信は、まだ取組の途上にある。

５　「住民等の理解と参加・協働による取組展開」に関わる課題

地域における伝統行事及び民俗芸能や文化財の保存・活用に関して、住民や関係権利者など人々の理解と協力を得て調査等を実施してきた。

しかし、民俗芸能の担い手の高齢化や後継者不足、関係団体の維持の難しさ、伝統行事や文化財を案内する観光ガイド等の不足、これらの維持管理のための組織づくりも難しさなどの問題があり、伝統行事及び民俗芸能の維持管理や文化財の保護・活用の担い手としての住民等への意識・理解を醸成する機会の確保が十分ではなく、継続的な協力と参加を得ることについては、より一層取り組む必要がある。

第３節　上位計画・関連計画の状況及びこれらの計画との関連性

行政全般に関わる最上位計画である第２次津和野町総合振興計画、及び教育・文化部門の上位計画である津和野町教育ビジョンや津和野町文化財保存活用地域計画との整合・連携を図るとともに、津和野町景観計画をはじめとした関連計画との整合・連携のもとに策定し、実効性のある計画を目指す。

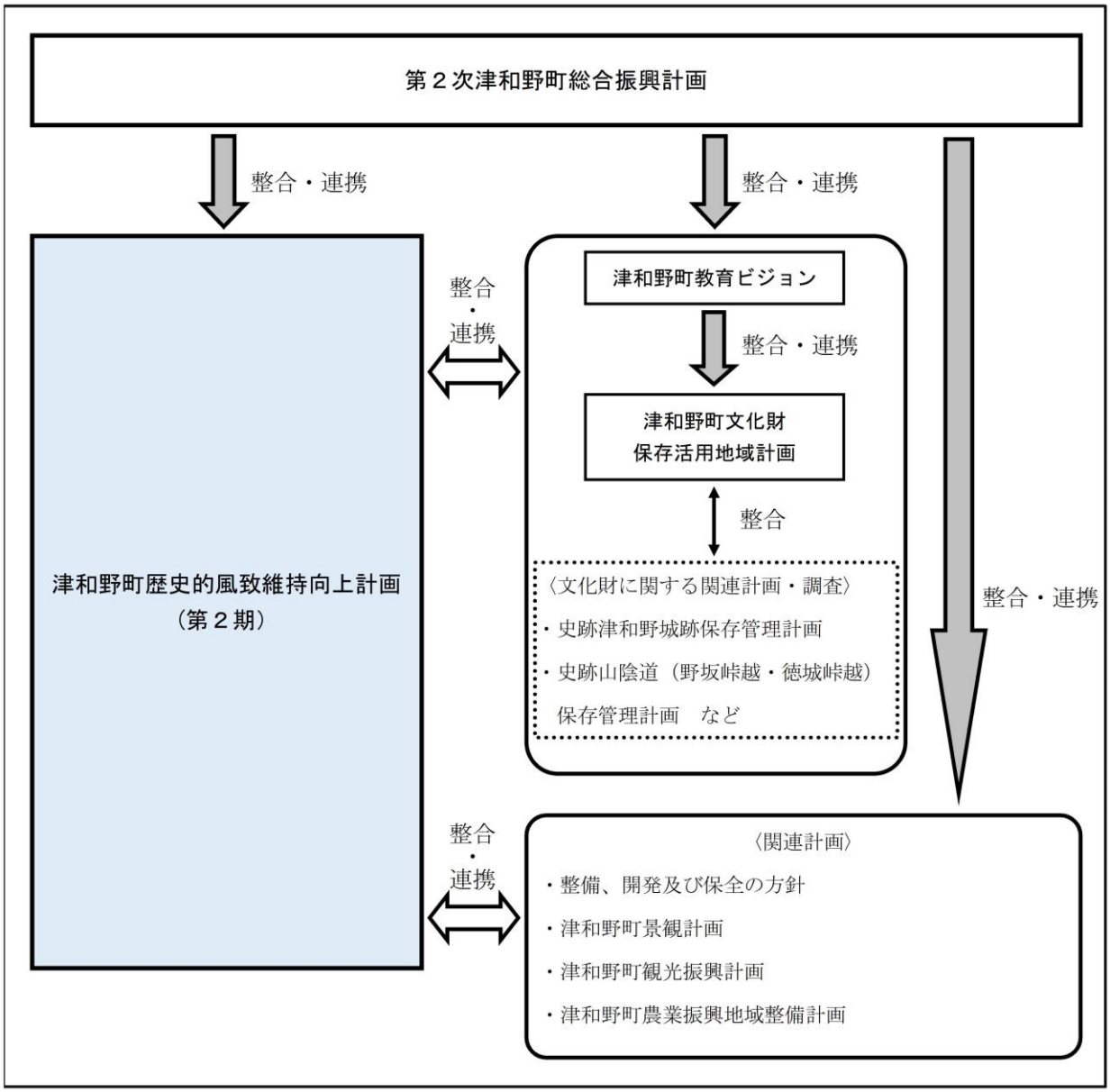

津和野町歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

１　第２次津和野町総合振興計画

津和野町は、平成 17 年(2005) 9 月 25 日に、旧津和野町と旧日原町が合併し、新たな津和野町となっている。これを機会に、新たな津和野町の一体感を醸成し、計画的なまちづくりを進めるため、第１次津和野町総合振興計画を平成 20 年(2008) 3 月に策定した。その後、第２次津和野町総合振興計画を平成 29 年(2017) 6 月に策定、令和４年(2022) 3 月に社会・経済情勢の変化に対応し、まちづくりを一歩進めたものにすべく後期基本計画を策定した。

この計画では、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を基本理念として「人と人の絆で結ぶ　津和野ブランドによる協働のまちづくり」を目指すべき将来像とし、5 つの基本目標のもと、34 の基本施策を定め、「住み続けられる持続可能なまちづくり」を推進していく。

「ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり」という基本目標のもとに、「計画的な町の形成」という基本施策が含まれており、歴史的な文化遺産と豊かな自然に恵まれた城下町をはじめとする街並みと調和した良好な景観形成を図るまちづくりを掲げている。

また、「学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり」という基本目標のもとに、「地域文化の振興」という基本施策が含まれており、本町が受け継いだ文化を未来へ繋いでいくため、文化財の保存・活用と文化施設の整備・充実を図るまちづくりを掲げている。

このように、本計画に基づいて津和野の歴史的風致の維持・向上を図ることは、本町において最上位の計画として位置づけられている津和野町総合振興計画で定めるまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画で取り組む施策は、本町の将来像である「人と人の絆で結ぶ　津和野ブランドによる協働のまちづくり」の実現を推進する。



２　都市計画区域マスタープラン

島根県では､21 の都市計画区域すべてにおいて都市計画区域マスタープランを策定している。

このうち津和野町については、津和野都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）として、都市計画区域の概ね 20 年後の都市の姿を展望し、都市づくりの理念や土地利用や都市施設の整備、自然的環境の整備・保全に関する方針などを定めている。

なお、津和野町において対象となる都市計画区域は津和野地区であり、旧城下町を含む市街地、集落地及びその周辺の山地部の一部となっている。

＜都市づくりの基本理念＞

○津和野の歴史・伝統・文化を活かした交流のまちづくり

○優れた自然環境の保全・活用を目指したまちづくり

○安全で快適な居住環境整備による定住促進のためのまちづくり

地域ごとの市街地像と土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

地　区	将来の市街地像	土地利用の方針
橋北地区	本地区は、ＪＲ津和野駅を起点に、観光関連の商業施設や公共施設、住居等都市機能など本町の中心を担ってきた地区である。今後も観光の拠点として**歴史的・文化的資源の保全・活用を図る**とともに、人と環境にやさしい空間として都市機能の充実と街並みの一体的整備を図る。	住宅や観光関連の商業施設、公共施設など混在しているため、土地利用の純化を図り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。また**歴史的文化施設や街並みが形成されている地区については、その景観の維持・保全を図る。**
橋南地区	本地区は、本町の教育機関が集積するなど、良好な居住環境を有している。**橋北から連続する観光資源の活用を図る**とともに、道路や駐車場などの整備を進め、良好な住環境の維持・保全を図る。	町内の教育機関が集中していること、また比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。**東側斜面に広がる棚田群は、地区固有の景観を構成しており、開発行為等の抑制を基本に積極的な保全を図る。**
中座・門林地区	本区域唯一の優良農地として保全を図り、居住環境と調和した**快適な田園居住地域としての環境整備を図る**。	本地区は区域内唯一の貴重な優良農地が分布しており、**地区固有の田園風景を構成していることから、優良農地として積極的な保全を図る。**
大蔭地区	道の駅「津和野温泉なごみの里」を核として、周辺部にこれに連携する機能誘導を図り、**本町中心部への南の玄関口として、交流拠点機能の向上を目指す**。	本地区は**津和野町の中心部への南の玄関口として機能強化を図る。**また道の駅「津和野温泉なごみの里」と連携する機能の導入し、新たな交流拠点の形成を図る。
災害防止の観点から市街化の抑制を図る地区	－	建築基準法第３９条（災害防止区域）、地すべり等防止法第３条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第６条（土砂災害警戒区域）、第８条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。

※太文字、アンダーラインは、歴史的風致に関わる内容（方針）であり、本計画に対応を記載。

＜歴史的風致と特に関連が強い方針（抜粋）＞

都市施設

交通施設

●市街地内幹線道路網の確立

主要な観光資源が集中立地する橋北地区における歩行環境や自動車走行環境の向上に配慮するため、駅前南線などをコミュニティー道路として整備を進める。また「津和野駅」及び「道の駅」周辺における駐車場、交通広場の整備を進め、パークアンドライドシステムの導入により、中心部における移動性を確保する。

●優れた歴史的資源と調和した質の高い道路景観の形成

津和野町の玄関であるＪＲ津和野駅前の整備を進めるとともに、津和野の街並みにあった景観を形成する。

●公共交通の整備

高齢化社会への対応、及び中心市街地へ自動車流入の抑制を図るため、交通規制の導入、ＪＲ津和野駅を起点とした鉄道・循環バス等の運行確保、利用促進、利便性の向上を図る。

下水道及び河川

津和野川においては、周辺の伝統的景観の継承と、新たな魅力の創出を目指して計画された「津和野川ふるさとの川整備計画」に基づき整備が進められており、今後もその整備を推進する。

橋北地区において縦横に流れる水路については、津和野町の都市景観を特徴づける重要な要素であり、観光資源、景観資源としての保全と活用を前提に、雨水排水機能や道路空間との調整などに留意した維持・改良に努める。

自然的環境

緑地の確保水準

●環境保全系統

社寺境内地、観光施設の緑地は地域住民や観光客に潤いを与える緑地空間として、保全を図る。

主な緑地の配置

●レクリエーション系統

津和野川沿いの緑地空間は、地域住民や観光客に潤いを与える貴重な緑地空間であり、整備促進とその活用を図る。

●景観構成系統

市街地を貫流し、水と緑の景観軸を形成している津和野川沿いの緑地空間の保全を図る。

都市計画マスタープランの都市施設・自然的環境に関する方針

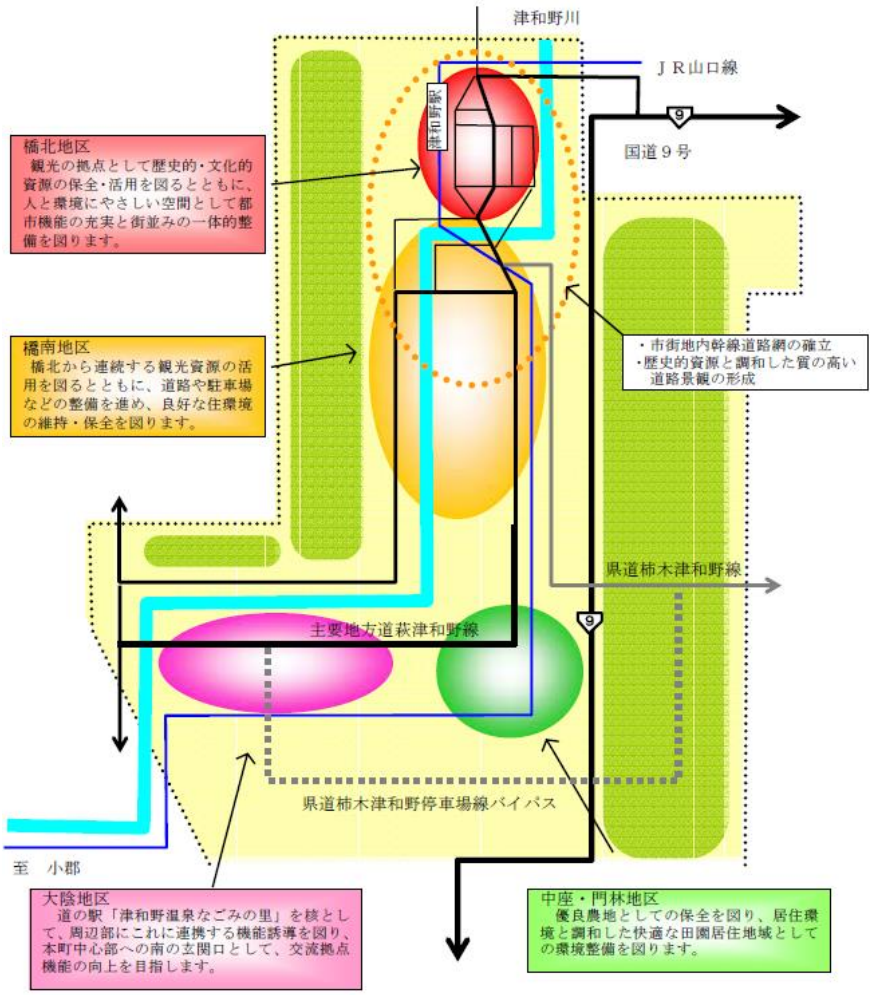

都市構造

３　津和野町景観計画

津和野町では、昭和 48 年(1973)に定めた「津和野町環境保全条例」が、景観づくりにおいても柱となっていた。

平成 16 年(2004)に景観法が定められ、現在の状況や社会的ニーズにあった景観のあり方を考えることが必要となってきたため、理念や方針と合わせてより具体的な内容を定める「津和野町景観計画」を、平成 20 年(2008) 9 月に策定した。同時に、この景観計画に基づく津和野町景観条例を制定、平成 21 年(2009) 4 月から施行し、景観行政に取り組んでいる。

景観計画区域は、津和野町全域とし、大規模な景観行為及び屋外広告物の設置・掲出に際して届出が必要となり、景観形成基準などへの配慮が求められる。

さらに、景観計画区域のうち、特に良好な景観を保全し、今後とも良好な景観の形成を図る区域として、12 の景観形成地区を指定している。

景観形成基準（景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針）

景観形成地区	景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取り組み
共通事項	「日本のふるさと・津和野」の景観づくり	○固有の景観づくり ○身近な景観づくり ○みんなの景観づくり
１城山景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	●藩政時代の歴史的景観を保全する。 ●鷲原八幡宮・永明時等の歴史的資源の保全と、自然や街並み景観とが調和した形態意匠・色彩とする。
２本町界隈景観形成地区	まとまりのある歴史的街並み景観づくり	●本町界隈の街並みと調和した形態意匠・色彩、高さ等を制限し、良好な歴史的景観を保全する。 ●青野山や城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
３町田・森村景観形成地区	田園と一体になった歴史的街並み景観づくり	●歴史的景観に調和した形態意匠・色彩とする。 ●旧主水畑の生活文化景観や野坂山・陶ヶ嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保存する。
４中座・大蔭景観形成地区	津和野盆地の田園景観づくり	●各所の歴史的遺産や田園集落景観を保全し、これに調和した形態意匠・色彩とする。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。
５山並景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園風景づくり	●津和野盆地周辺の借景的景観の保全を図る。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。 ●青野山・城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
６麓耕景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり	●青野山を背景に、山麓に広がる段々畑と果樹園、集落によるまとまりのある景観を保全し、これに調和した建造物の形態意匠・色彩・高さとする。
７青野山眺望景観形成地区	国道９号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり	●国道９号やＪＲ山口線からの青野山眺望を妨げないよう建造物等の位置・配置に配慮し、沿道の集落と自然景観とが調和する形態意匠・色彩を用いる。
８左鐙・川筋景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり	●高津川本支流域の景観に調和する形態意匠とする。 ●石積み棚田や段々畑等の生活文化景観を保全する。 ●渓谷や川筋の四季折々の自然景観を保全する。
９日原・枕瀬景観形成地区	高津川合流点地区の、まとまりのある街並み景観づくり	●高津川合流点の広がりのある河川景観を保全する。 ●まとまりのある街並み景観に配慮した形態意匠・色彩、高さとする。
10 高津川景観形成地区	高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり	●高津川中流域の広がりのある河川や山並み景観を保全し、これに調和する集落の建造物の形態意匠・色彩・高さに配慮する。
11 堤田景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり	●照葉樹林の里山に囲まれたまとまりのある農村田園景観と調和する形態意匠・色彩、高さとする。 ●下瀬山や大クスノキ等の象徴的景観を保全する。
12 殿町景観形成地区	城下町の歴史的景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	●伝統的な街並みと調和した形態意匠・色彩とする。 ●掘割と白壁等の殿町界隈の街並み景観を保全する。 ●野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する。

４　津和野町教育ビジョン

津和野町教育ビジョンは、改正教育基本法の第 17 条第２項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置づけられるものであり、平成 24 年(2012) ３月に策定している。計画期間は平成 24 年度(2012)から令和３年度(2021)までの 10 年間、取組の目標を前期３年間、中期３年間、後期４年間の３期間とした。現在、次期計画を策定中である。

前計画策定の前提の一つとして、「津和野藩校養老館をはじめとする史跡、名勝、記念物、森鷗外記念館等の文化関連施設も多く、この恵まれた教育資源を有効に活用し、さらに学校教育、社会教育が連携した文化の薫り高い町となるように教育活動の推進を図る」ことをあげている。

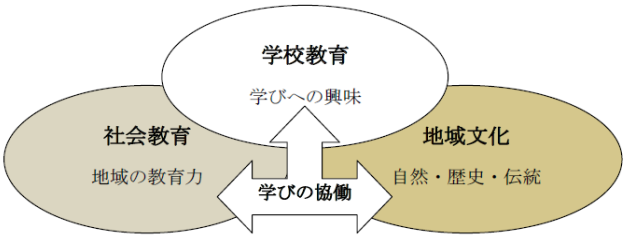

教育連携のイメージ

また、スローガンとして、「学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり」を掲げている。

施策に関しては、学校教育、社会教育、文化振興の３つの部門から、以下のように設定している。

＜部門＞	＜施策＞
学校教育	（１）「生きる力」をはぐくむ５つのキーワード （２）新たな学校づくりについて （３）津和野高等学校について
社会教育	（１）推進体制づくり （２）子育て （３）学びと活動 （４）人権・同和教育の推進 （５）学びの場づくり
文化振興 ※歴史的風致維持向上計画との関係が強い部門	（１）文化活動の促進 ＜具体的取組（以下同様）＞ 地域文化の発展並びにふるさと教育の推進 津和野町文化団体連絡協議会の支援 姉妹都市（ベルリン市中央区）、友好交流都市との文化交流の促進 文化ホールの建設 （２）文化財の保護・活用と民俗芸能の継承 指定文化財（保存管理、活用、整備、追加指定） 未指定文化財（調査研究、文化財指定） 津和野町歴史文化基本構想の具体的実施 県施設や大学などの研究機関との連携と出前授業の実施 伝統文化協会の支援 文化財普及啓発活動の計画的な実施 （３）文化施設の整備と活用 講演会などの開催 小・中学校との連携（校外学習、出前授業など） 郷土史研究の充実と文化施設の連携 ケーブルテレビの積極的な活用 ボランティアスタッフの育成 西周記念館の建設

津和野町教育ビジョンの施策体系

５　津和野町文化財保存活用地域計画

津和野町保存活用地域計画は、津和野町の文化財行政の基本構想であった津和野町歴史文化基本構想（平成 23 年(2011) 3 月策定）を検証して発展的に再構成し、令和３年度(2021)に作成した。今後の文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）であるとともにアクションプラン（行動計画）として位置づけている。

この計画では、歴史文化遺産の保存・活用の基本理念を掲げ、歴史文化基本構想を引き継ぐ形で「野・山・街」を３つのキーワードとして 10 のテーマをもとにした「関連文化財群」と、一体として保護の対象とすべき文化財の分布及び展開状況等から「歴史文化保存活用区域」を設定した。両者をもとに歴史文化遺産の保存・活用に関する方針として、「Ⅰ　歴史文化遺産の(再)発見・調査と価値の共有」「Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開」「Ⅲ歴史文化遺産の保存・活用を支える地域総がかりの人・体制と仕組みづくり」を挙げている。

さらに「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」ごとに、取組内容を明らかにするとともに、10 の重点プロジェクトを設定、具体化に向けたプログラムや事業の推進体制などを明らかにし、具体化への道筋をつけている。

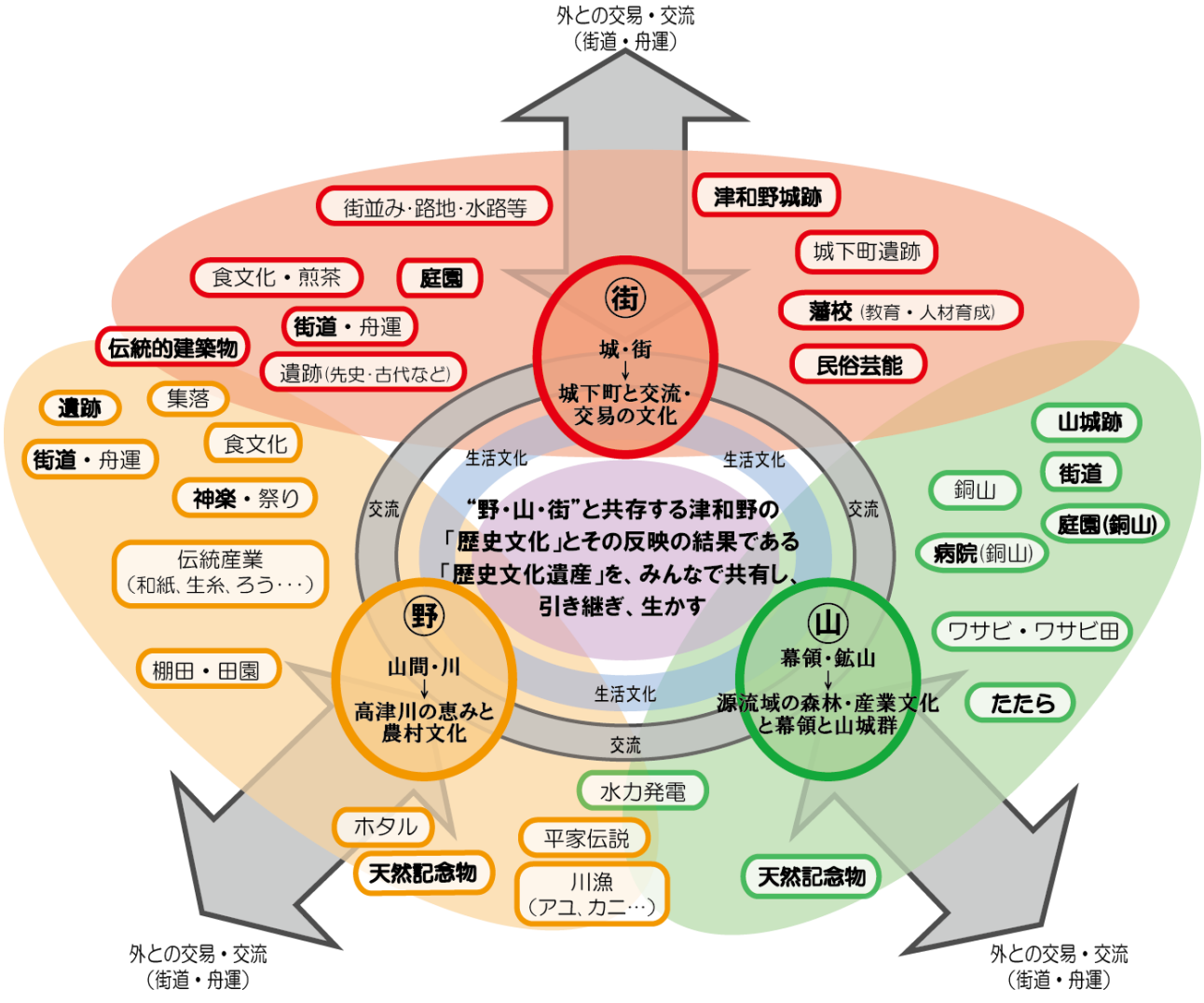

※個々の文化財等の名称の太字は指定・登録文化財も含むもの。

基本理念とその背景

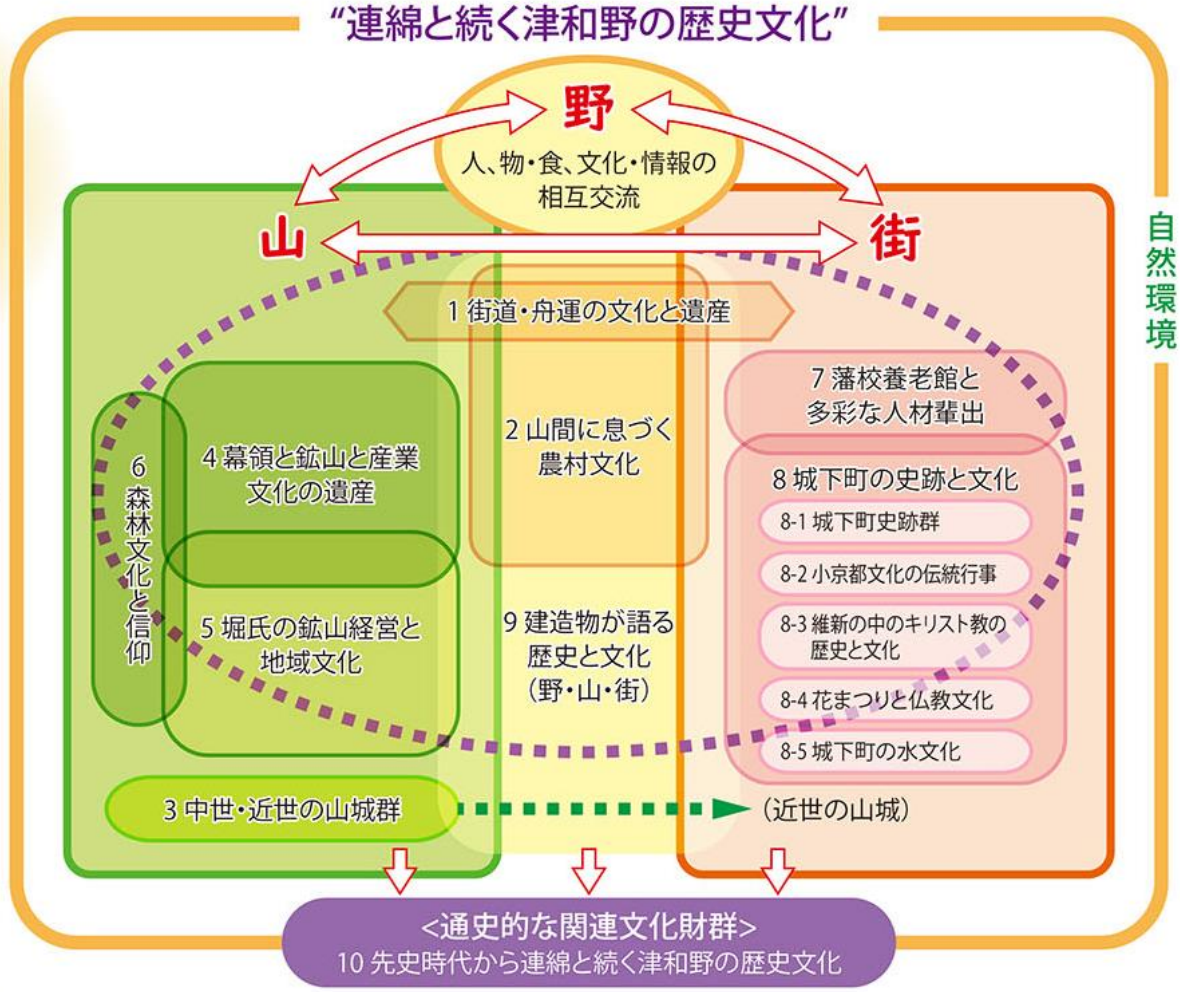

名　称	主な文化財
藩校養老館と多彩な人材の輩出	・藩校養老館　・森鷗外旧宅　・西周旧居 ・桜蔭館（岡熊臣旧宅）　など
中世・近世の山城群	・近世津和野城跡（城郭、藩邸）　・中世津和野城跡 ・下瀬山城跡　など
城下町の史跡と文化 ・城下町史跡群 ・小京都文化の伝統行事 ・維新の中のキリスト教の歴史と文化 ・花まつりと仏教文化 ・城下町の水文化	・藩校養老館 ・鷲原八幡宮流鏑馬馬場 ・津和野弥栄神社の鷺舞 ・津和野カトリック教会 ・津和野カトリック教会神父館 ・永明寺 ・亀井氏庭園　など
幕領と鉱山と産業文化の遺産	・龍谷たたら跡　など
堀氏の鉱山経営と地域文化	・旧堀氏庭園　など
街道・舟運の文化と遺産	・山陰道（野坂峠越、徳城峠越）　など
建造物が語る歴史と文化	・藩邸（馬場先櫓、物見櫓）　・武家屋敷（多胡家主屋、表門） ・商家建築（財間家住宅、下森酒造場など） ・農家建築（竹原家住宅）　・宗教施設（三渡八幡宮、永明寺など） ・公共施設（役場、郷土館）　など
山間に息づく農村文化	・柳神楽と神楽面　・神社の社叢 ・竹原家住宅（農家住宅）　など
森林文化と信仰	・安蔵寺山のブナ巨木林　など
先史時代から連綿と続く津和野の歴史と文化	・城下町遺跡（近世:周知の遺跡）　・木薗遺跡（中世） ・高田遺跡（縄文後期～中世）　など

※津和野町文化財保存活用地域計画では幕府直轄領を「天領」としているが、本計画では「幕領」に統一する。

関連文化財群

歴史文化保存活用区域


笹ヶ谷銅山入口


青原八幡宮

【 街道と舟運が交わる交易・交流遺産 】

山陰道と舟運の結節点で栄えた地域の歴史文化を一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○旧山陰道（徳城峠越）の保存・活用
- ○青原八幡宮社叢の保存・活用
- ○柳神楽、奴行列、網代など民俗芸能の継承･活用　など

【 県下一の大木を中心とした農村景観 】

大元神社跡の樟をシンボルとした農村景観と歴史文化を一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○大元神社跡の樟の保存・活用
- ○三渡八幡宮等の保存・活用・ネットワーク化
- ○下瀬山城跡の保存・活用　など


大元神社跡の樟


石見神楽（日原地区）

【 幕領の繁栄と歴史を伝える鉱山遺跡 】

幕領であった鉱山や関連遺構などを一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○銅山跡及び関連遺構などの調査・活用の検討
- ○銅山資料室等の検討
- ○鉱山に関わる広域的な連携　など

【 幕領と川が育んだ街並み景観 】

幕領であった歴史文化と石州瓦の街並みなどを一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○歴史的建造物の調査と保存・活用
- ○天領関係の遺跡等の調査と保存・活用
- ○石見神楽、奴道中など民俗芸能の継承・活用　など


桜薗館（岡熊臣旧宅）

【 高津川の恵みと文化的景観 】

高津川を軸として、その恵みや生業、暮らしの文化、景観を一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○川に関わる生業や生活文化・食文化の継承・活用
- ○舟運に関わる文化財の調査と保存・活用
- ○民俗芸能の継承・活用　など


わさび田

【 吉見氏の入城と津和野の思想の発祥の地 】

吉見氏の入城の地であり、津和野の神道の発祥の地の歴史文化を一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○桜薗館（岡熊臣旧宅）の保存・活用
- ○吉見氏関連遺跡の保存・活用
- ○山下歌舞伎等地域芸能の継承・活用　など

【 旧堀氏庭園と関連遺産 】

産業文化を今に伝える旧堀氏庭園と関連遺産、周辺環境を一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○旧堀氏庭園の保存・整備・活用
- ○旧畑迫病院の保存・整備・活用
- ○民俗芸能の調査と活動支援　など

【 森と清流と平家伝説の文化圏 】

森や清流や伝説などが一帯となった圏域として、歴史文化を保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○たたら場跡の保存・整備・活用
- ○歴史的建造物の保存・活用
- ○水力発電所跡の保存・活用　など


旧堀氏庭園

【 津和野城跡、城下町遺跡とその街並み 】

津和野城跡や歴史的街並み、関連史跡群、そして小京都文化などを一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○津和野城跡の保存・活用
- ○藩校養老館の修理・復元と活用
- ○山陰道の保存・整備・活用
- ○城下町の民俗文化財の継承・活用　など


藩校養老館


青野山と津和野川

【 青野山一帯の自然と農と暮らしの文化 】

- ● 青野山周辺の農村景観
- ● 青野山周辺の石見瓦の集落景観

青野山と山麓の集落の歴史文化、景観を一体的に保存・活用します。

＜取組の方向＞
- ○田園風景の保存・継承
- ○青野山の自然環境の保全
- ○石見瓦の家並みの保存・継承　など


棚田の景観

歴史文化保存活用区域とその概要

６　津和野町観光振興計画

津和野町観光振興計画は、観光素材を一つひとつ磨きながら、津和野町の観光を今後も発展させていくという考え方のもとに、令和４年（2022）に策定し、計画の期間は令和４年度から令和８年度(2026)までの５年間としている。

津和野町は豊かな自然や歴史文化遺産に恵まれ、官民が一体となってその美しい街並みや景観を守ってきた。とりわけ津和野地区は城下町として歴史ある美しい街並みを回遊する観光をめざし年間約 100 万人の観光客が訪れ、島根県石見地域の代表的な観光地となっているが、現在、訪れる観光客は減少傾向となっている。

津和野は多様な観光資源に恵まれているが、それらを活かしきれていないといわれる。四季を通じて津和野の魅力ある自然や文化、食といった魅力ある資源を組み合わせて提供することで、さらなる魅力発信ができ、津和野町全体として観光による経済波及効果を高めていくことが可能となる。

観光関係者のみならず町民全員の力で「また来たい」と思ってもらえるようなまちづくりを推し進めていかなくてはならない。こうした考えをもとに、津和野町観光振興計画の基本理念を『「また来てみたい」観光まちづくり』と定め、２つの基本方針を設定し、具体的な戦略と施策を設定している。

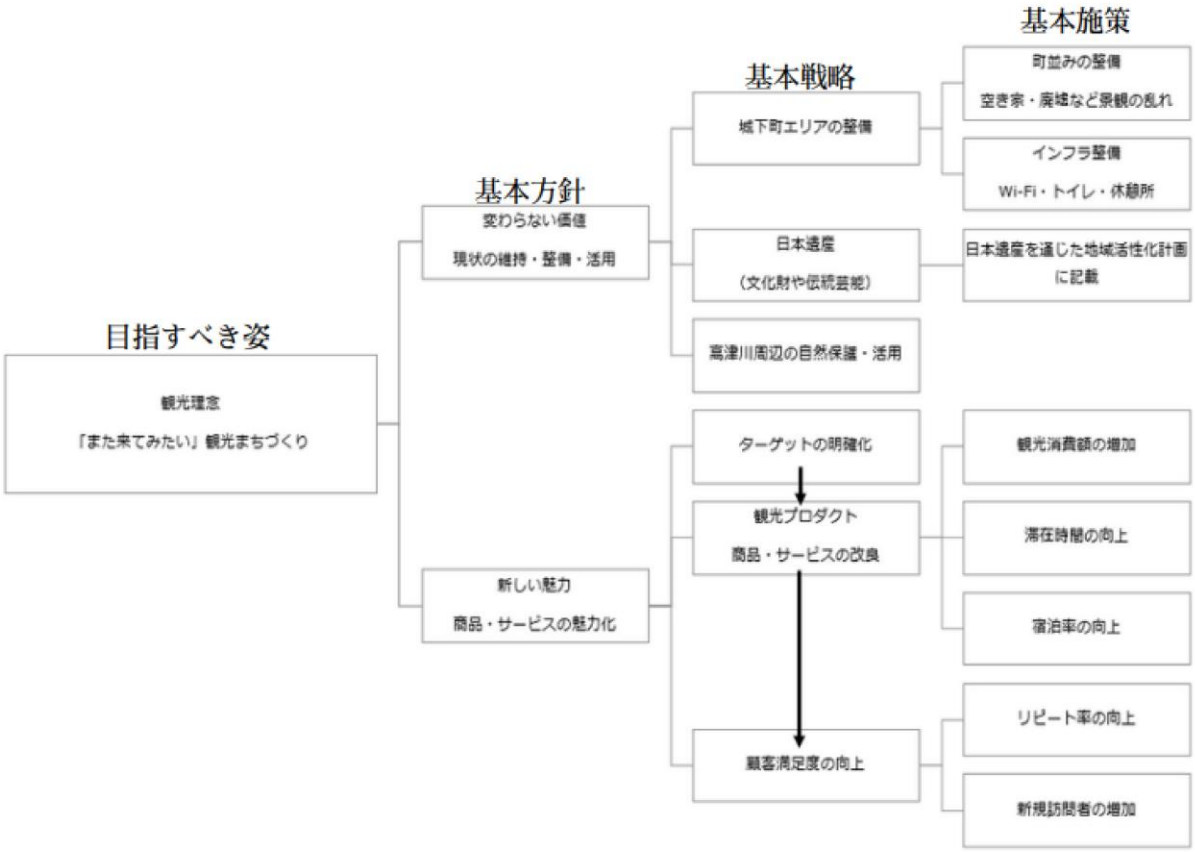

７　農業振興地域整備計画

津和野町では、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を、計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として農業振興地域整備計画を策定している。

津和野町の農業振興地域は 22,146ha、農用地区域は 970ha であり、そのうち重点区域内は順に約 953ha、約 42ha が指定されている。



農用地区域に指定されている中座地区の農地（棚田等）

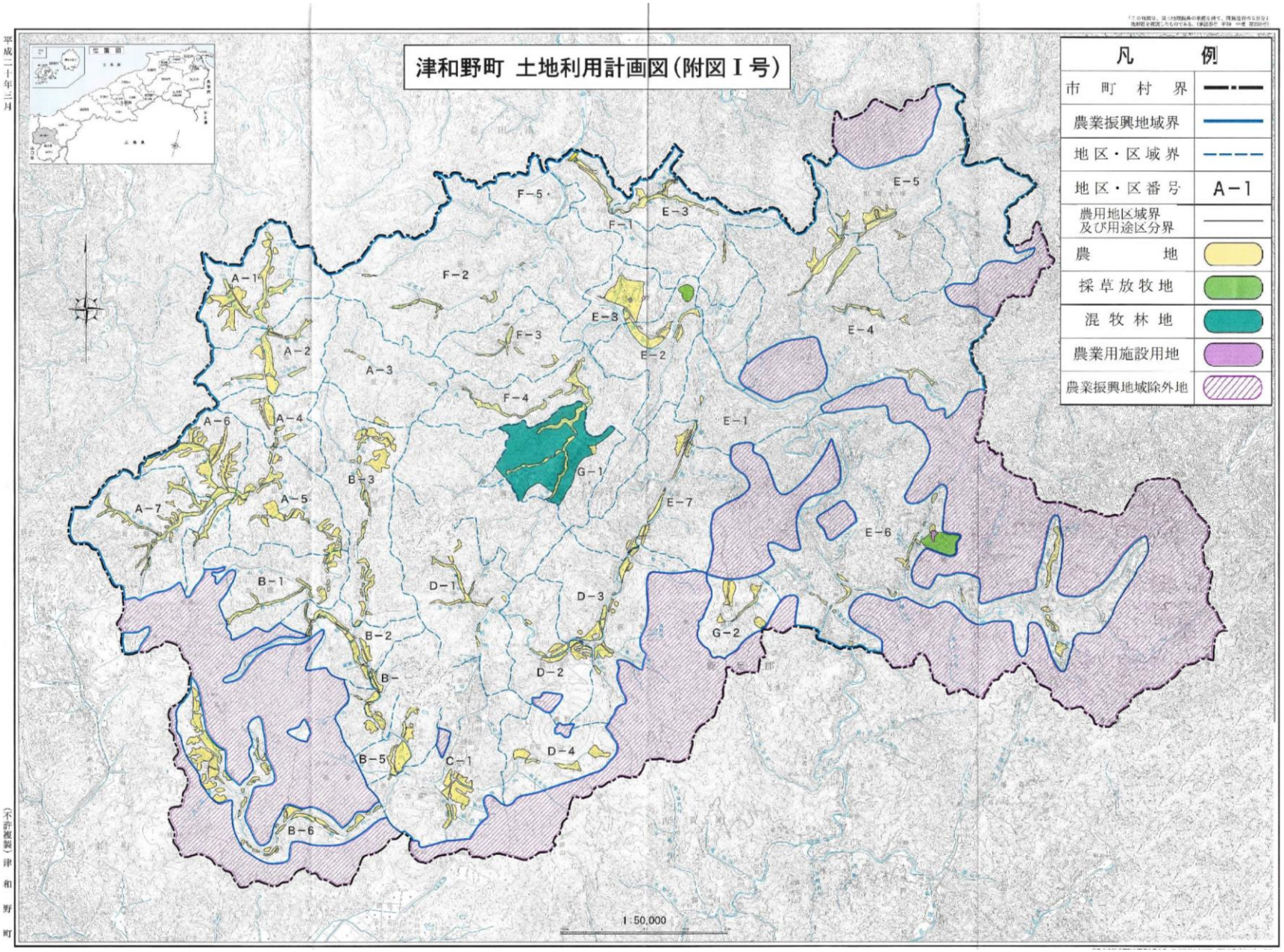

農業振興地域の指定の状況

第４節　津和野町の歴史的風致の維持及び向上の方針

津和野町の歴史的風致の状況や課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の方針を以下の５点に設定する。

＜歴史的風致の維持及び向上の方針＞

１　歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化

２　歴史的建造物等の保存・活用

３　歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備

４　歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化

５　住民等の理解と参加・協働による取組展開

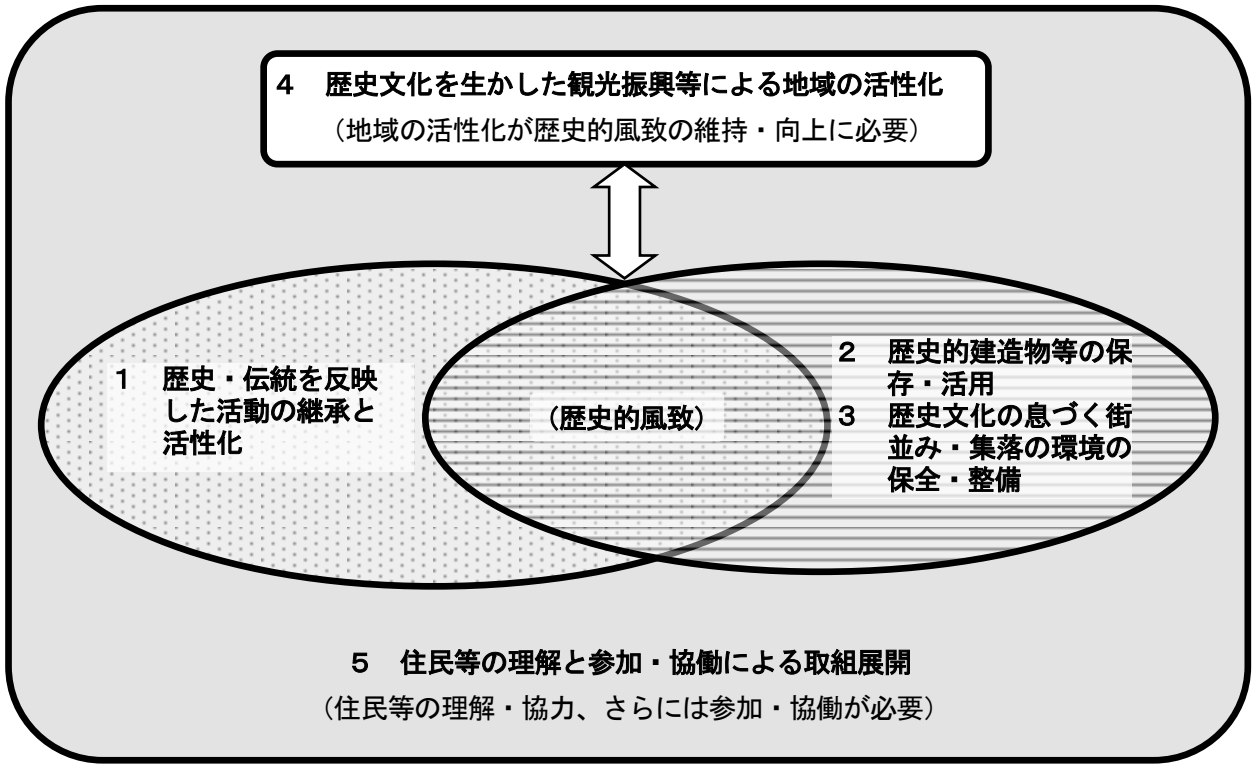

歴史的風致の維持及び向上の方針の構成

１　歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化

地域住民や専門家等と連携しながら、伝統芸能及び民俗芸能などの調査や記録に努めるとともに、こうした人々の活動の情報発信及び担い手の確保・育成などに取り組む。

また、平成 23 年(2011)に設立された町内の保存会など民俗関係団体を支援し、関係団体等の活性化や未指定の民俗芸能等の調査に努める。

さらに、登録有形文化財としての登録など、歴史的建造物の保存・活用を促進しながら、酒づくりなど地域における伝統的な産業の支援に努める。

２　歴史的建造物等の保存・活用

国、県、町指定の文化財（建造物)、及び登録有形文化財については、所有者・管理者等と連携しながら、修理をはじめ適切な保存・活用に努める。

未指定・未登録文化財については、まだ十分把握できていないものもあると考えられ、今後とも継続的に調査を実施し、その状況と価値の把握に取り組むとともに、所有者・管理者等と協議しながら、必要に応じて保存対策や活用及び防災対策に努める。

３　歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備

個々の歴史的建造物の保存・活用と合わせて、歴史的街並みとしての面的な保存・活用を検討するとともに、歴史的な環境と調和した良好な生活環境や景観の保全・形成などに取り組む。

また、棚田や田園の景観の保全、自然環境（景観）の保全などに取り組み、面的・ネットワーク的に歴史文化の息づくまちづくりに努める。

さらに、まちづくり委員会の制度を活用して地域の連帯感や活力を高め、定住対策等に努めるとともに、歴史的建造物における空き家対策、活用促進に取り組む。

４　歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化

文化財の所有者や関係団体等と連携し、文化財や歴史的風致の保存と合わせて、その価値や魅力を引き出すことを意図しながら、観光振興など地域活性化にも生かしていく。

また、案内板や説明板、誘導標識の整備・充実、歩行環境の整備等によって回遊性を高めるとともに、文化財等をめぐる機会や体験機会の確保、広域的な情報発信を行い、点在する観光資源のネットワーク的活用を図る。

５　住民等の理解と参加・協働による取組展開

住民等の理解と協力を推進力に、歴史的建造物の保存・活用や良好な周辺環境の保全・形成、伝統芸能及び民俗芸能の担い手の確保・育成等を進めるため、様々な文化財等に関する調査や情報提供、普及・啓発に努めながら、参加・協働の仕組みを構築し、地域ぐるみで歴史的風致の維持及び向上の取組を展開する。

第５節　歴史的風致の維持及び向上のための連携並びに推進体制

１　歴史的風致の維持及び向上の推進体制

歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者・管理者、そして地域住民等の協力と参加が大切であり、かつ、行政を含めた連携と協働の体制が必要である。

津和野町（庁内）においては、計画策定段階の事務局及び内部委員会を継承・発展させた推進体制（歴史的風致維持向上計画推進検討委員会）を構築するとともに、国・県等関係機関との協議を行い、適切な支援を得るように努める。

さらに、津和野町（事務局等）は、歴史まちづくり法第 11 条に基づく歴史的風致維持向上協議会と計画の変更等に対応する。また、必要に応じて、実施に関する連絡・調整を行うとともに、文化財、都市計画、景観等の部門の委員会等において助言等を得ることとする。

本計画の実施においては、基本的に担当する課が、公共施設管理者等（津和野町以外の場合）との連携・調整を行うとともに、民間の関係権利者・管理者、さらには文化財の保存・活用を担う地域住民や関係団体との連絡・調整及び支援に努める。その連携・調整等に関しては、前記の（仮称）歴史まちづくり推進チームにおいて、段階ごとに連絡・調整する。

こうした体制においては、協働の考え方を基本として、各主体が取り組む必要がある。つまり、各主体が、歴史的風致の維持及び向上を図ることを共有の目標とし、責任と行動において相互に対等であることを前提としながら、ともに力を合わせて取り組むことである。

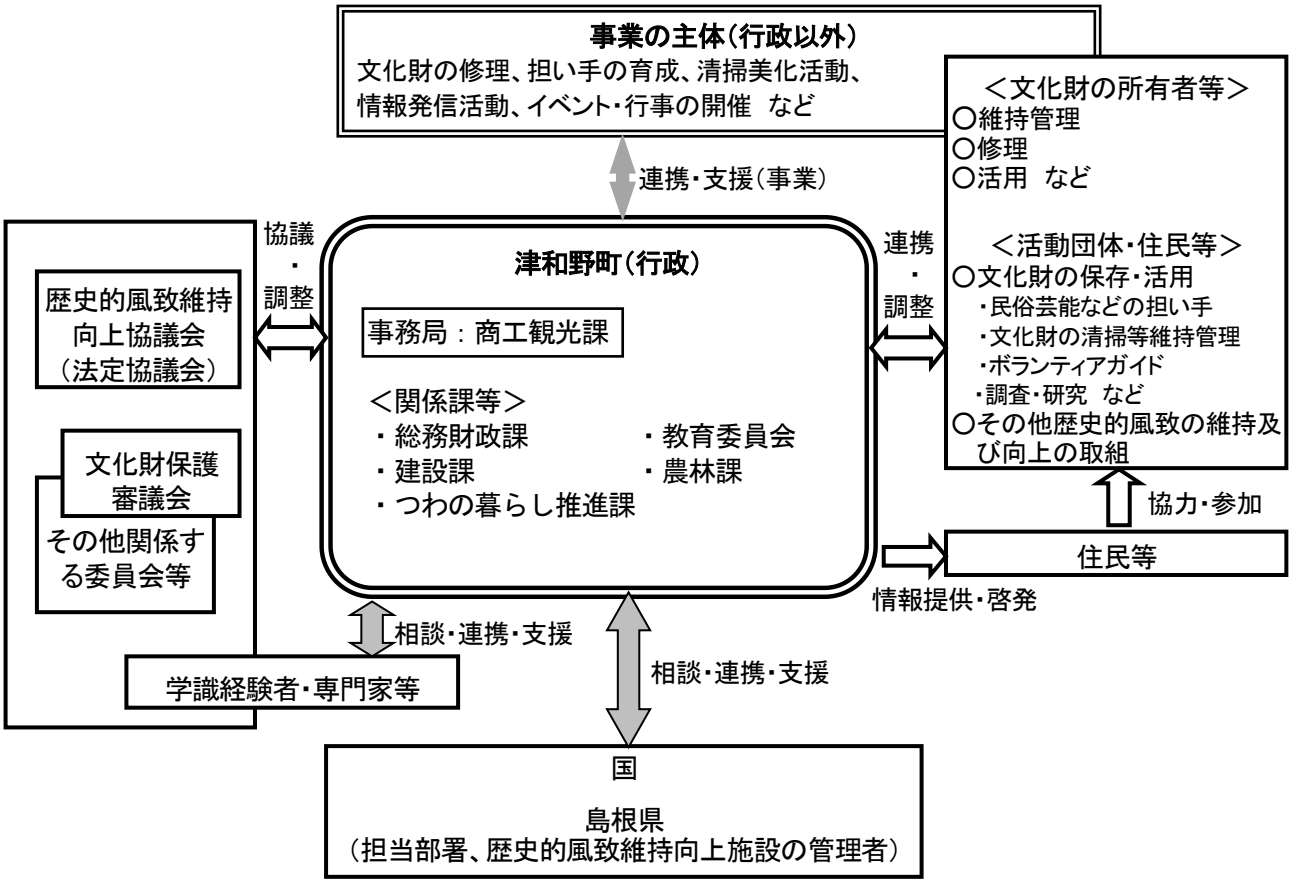

歴史的風致の維持及び向上のための推進体制（計画の具体化）

２　各主体の役割と協働

歴史的風致の維持及び向上は、行政だけで担えるものではなく、歴史的建造物等の所有者・管理者、民俗芸能等の活動に担い手などの協力と参加が不可欠であるとともに、住民等の理解と協力も欠かせない。

また、それぞれの主体が個々別々に行うのではなく、情報交換し、必要に応じて人的、技術的、さらには経済的に協力し合うことが、歴史的風致を維持及び向上させるためにはより効果的である。

つまり、協働の視点で取り組むことが、持続性や発展性を持つことになるといえる。

そのためには、前記のような推進体制を構築するとともに、各主体の役割を明確にしておくことが必要であり、以下のように設定する。

（１）行政（津和野町等）の役割

津和野町及び津和野町教育委員会は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物等の所有者・管理者（民間）及び民俗芸能や伝統的産業等の担い手・団体等に対し、法制度を活用しながら、適切な支援を行う。

また、住民等の歴史的風致への関心や意識を高めるため、歴史的風致や文化財に関する情報提供や啓発活動を行う。

さらに、歴史的風致が息づく良好な街並みや集落の環境を保全し、高めるために、歴史的風致維持向上施設※の整備及び管理を図るとともに、景観法等を適切に運用し、良好な環境の保全・形成に努める。

（２）文化財の所有者・管理者

文化財の所有者・管理者は、所有・管理する文化財やその周辺環境が、地域の歴史的風致を形づくる重要な要素であることを認識し、その適切な保存・管理に努めるとともに、その活用について検討し、可能な場合は情報発信や公開等に努めることとする。

指定・登録文化財の所有者・管理者が、保存修理等に関して事業支援を受けた場合は、文化財保護法に基づき、適切に事業に取り組み、完了させることとする。

また、文化財保護法と歴史まちづくり法による歴史的風致形成建造物、景観法による景観重要建造物等の指定による保存･整備を、必要に応じて行政と一体となって検討することとする。

（３）住民・民間事業者等

住民や民間事業者等は、地域の歴史的風致及び歴史文化への関心を持ち、歴史的建造物の保存・活用や民俗芸能等の継承等、歴史的風致の維持及び向上の取組への協力や参加に努めることとする。

また、門前清掃や地域の美化活動等に取り組み、良好な環境づくりに資することとする。

さらに、景観法等の法制度に関する知識・理解を高め、その遵守に努めることとする。

※　歴史的風致維持向上施設

歴史まちづくり法第２条第１項で規定されている道路、駐車場、公園、水路その他政令（下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設）で定める公共の用に供する施設。この他、看板等の案内施設、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫等の公用施設、また歴史的建造物を復原した公的施設等を含む。

第４章　重点区域の位置及び区域

第１節　重点区域の設定の考え方と位置

津和野町歴史文化基本構想と、これを発展的に継承した津和野町文化財保存活用地域計画では、有形文化財（建造物）や無形民俗文化財等の集積状況、及び文化財の保存・活用のテーマ等を踏まえ、歴史文化保存活用区域（関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を文化的な空間として創出するための計画区域）を設定している。

この区域は、歴史まちづくり法による重点区域、つまり歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域の考え方と重なる。

ただし、歴史まちづくり法第２条第２項による重点区域設定の土地の区域の要件として、「重要文化財建造物」の用に供されている土地等がある（下記参照）。

したがって、歴史的風致の存在（第２章）と法第２条第２項第１号の要件、歴史的風致の維持及び向上の課題や方針（第３章）を総合的に検討すると、重要文化財である鷲原八幡宮、重要伝統的建造物群保存地区（津和野町津和野）、史跡津和野城跡、津和野弥栄神社の鷺舞をはじめとした文化財と、「伝統を反映した人々の活動」・「歴史上価値の高い建造物」・「歴史的街並み」・「歴史文化を生かした観光交流」等に関わる課題や方針との関係性から、津和野町文化財保存活用地域計画で示している歴史文化保存活用区域「津和野城跡と旧城下町及びその周辺」が候補となる。

また、この地区は、津和野町景観計画において、景観形成地区（景観地区の候補であり、良好な景観を保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区）に指定しており、景観法と連携して、歴史的風致の維持及び向上に取り組む意義は高く、より施策の効果が期待できる。

加えて、旧城下町のエリアに文化財が集積しているが、そこでは民俗芸能等の担い手の高齢化、歴史的建造物の老朽化、過疎化を背景とした空き家の増加など、歴史的風致に関する様々な課題が発生している。それらの課題を解決し、歴史的風致を維持及び向上するため、この地区に重点区域を設定する意義は大きい。

このような考え方に基づき、第１期計画では、津和野町の南西側、青野山西麓に位置し、高津川の支流である津和野川沿いに開けた盆地状の区域で、旧城下町の街並みや津和野城跡などがあり、自然や田園と一体となって、特徴的な環境（景観）を形成している津和野区域を重点区域に設定した。

第１期計画では、藩校養老館保存修理事業において、津和野の近世から近代の歩みを特徴づける建造物と歴史文化の保存・継承とともに、代表的な街並み景観の保全が図られた。また、津和野駅周辺整備事業において整備した津和野駅舎内には、街並み観光交流センターを設置し、来訪者へのスムーズな観光案内を行えるようになった。この間、平成 25 年(2013) ８月には古い街並みが残る城下町の一部が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、住民による津和野の歴史文化への愛着や景観保全に対する意識が醸成されてきている。そして、平成 27 年(2015) には「津和野今昔～百景図を歩く～」が、江戸時代末頃、森鷗外や西周が見た景観や習俗、食文化を今も体験できる町というストーリーで日本遺産として認定され、文化財とそれを取り巻

く周辺環境や伝統的な行事・祭礼など一体的な保護と活用への取り組みが求められるようになった

一方、過疎化・高齢化に伴う地域の活力低下や文化財の維持管理の困難さ、埋もれた文化財、十分把握できていない文化財の存在とそれらが失われていく恐れ、さらなる文化財を生かした観光振興の必要性などが指摘されている。

また、山陰の小京都として知られている城下町の面影を残す街並み一帯においては、歴史的建造物の修復の必要性や維持管理の負担、周囲における耕作放棄地の拡大と景観の変容、空き家の存在と対策の必要性、文化財の有効活用などの課題があり、それらの解決に向けた対策が求められている。

これらのことから、第２期計画においても、第１期計画の重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものと、重点区域においては、文化財や歴史的建造物等とそれらに結び付いた人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、当該区域の歴史的風致の維持向上を効果的に推進するものとする。また、これを通じて、そのほかの歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては本町全域の歴史的・文化的な魅力の向上を目指していくこととする。なお、今後本計画を推進することで本町の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に追加・変更が生じた場合には、随時、重点区域の見直しを行うものとする。

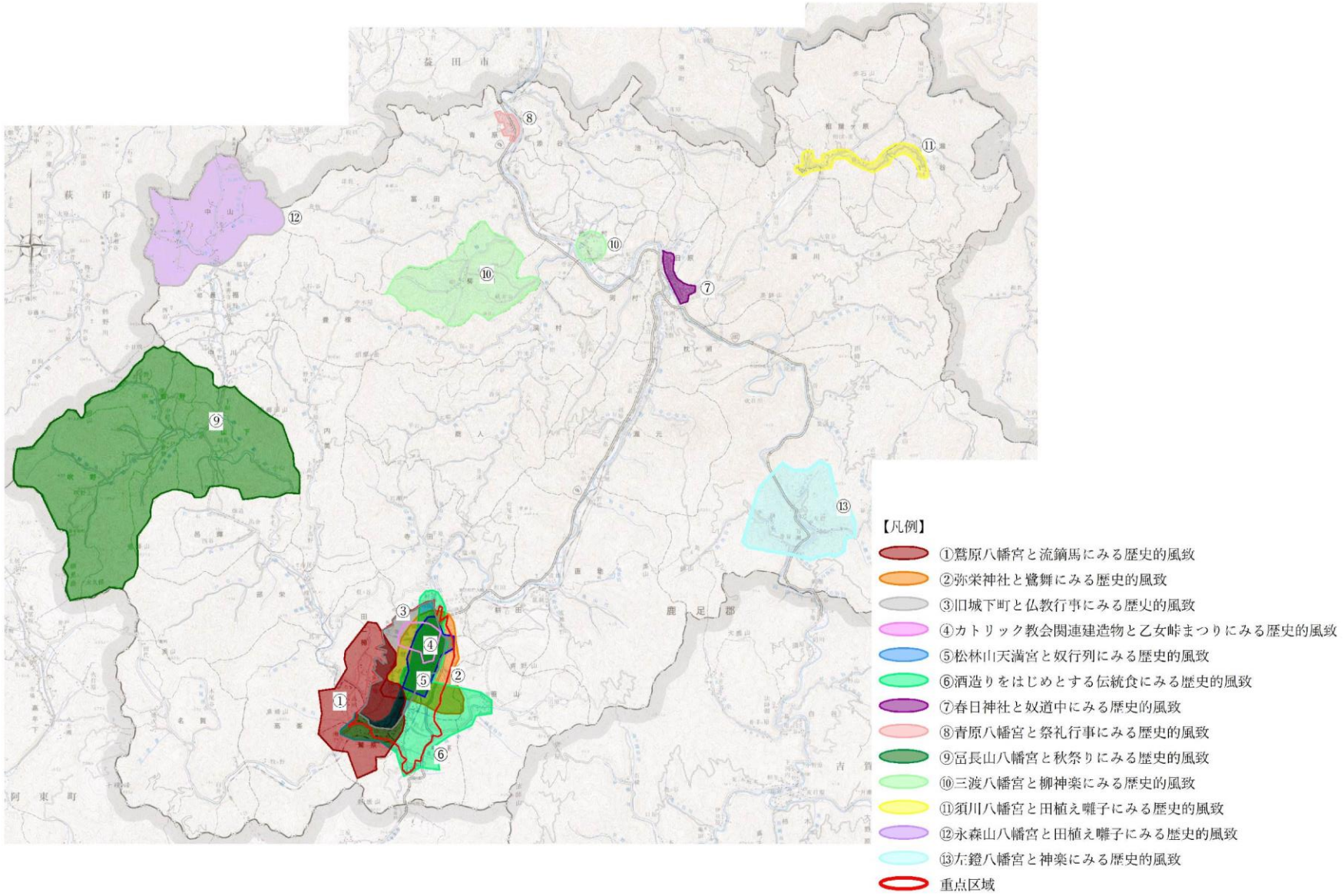

歴史的風致と重点区域の位置

第２節　重点区域の範囲

津和野地区には、殿町通りや本町通りをはじめとした城下町の名残を色濃く残す街並みが残り、重要文化財である鷲原八幡宮（本殿、拝殿、楼門）をはじめとした歴史的建造物が多数存在するとともに、街並みの中を鯉の泳ぐ水路が通り、津和野川は街並みを横切るように流れて、景観を特徴づけている。

また、街並みの西側には、近世山城である史跡津和野城跡が位置し、東側には青野山がランドマークとしてそびえるとともに、旧城下町周辺の農地、山地部も街並みと一体となって津和野の景観を形づくり、それぞれが欠くことのできないものとなっている。

こうした街並みなどを舞台に、津和野弥栄神社の鷺舞や津和野踊、鷲原八幡宮の流鏑馬神事、乙女峠まつりなどが行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

さらに、津和野地区では、旧城下町をはじめとした市街地の環境と市街地の背景となる田園・山を一体とした景観を守るため、山の尾根などを境界として、景観計画において景観形成地区（良好な景観を保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区）を指定するとともに、景観条例を制定している。このため、景観計画及び景観条例と連動して歴史的風致の維持及び向上を図るため、重点区域はその区域を含むものとする。

加えて、史跡津和野城跡の史跡指定地の東側などは景観形成地区に含まれているが、一部それ以外の史跡指定地についても、史跡としての一体的な保存を図り、歴史的風致の維持及び向上に資するため、史跡指定地全体を重点区域に位置づけるものとする。

○重点区域の名称：津和野歴史的風致地区
○重点区域の面積：約1,048ha



重点区域である街並みや農地、津和野城跡（中央の山地）などの空中写真

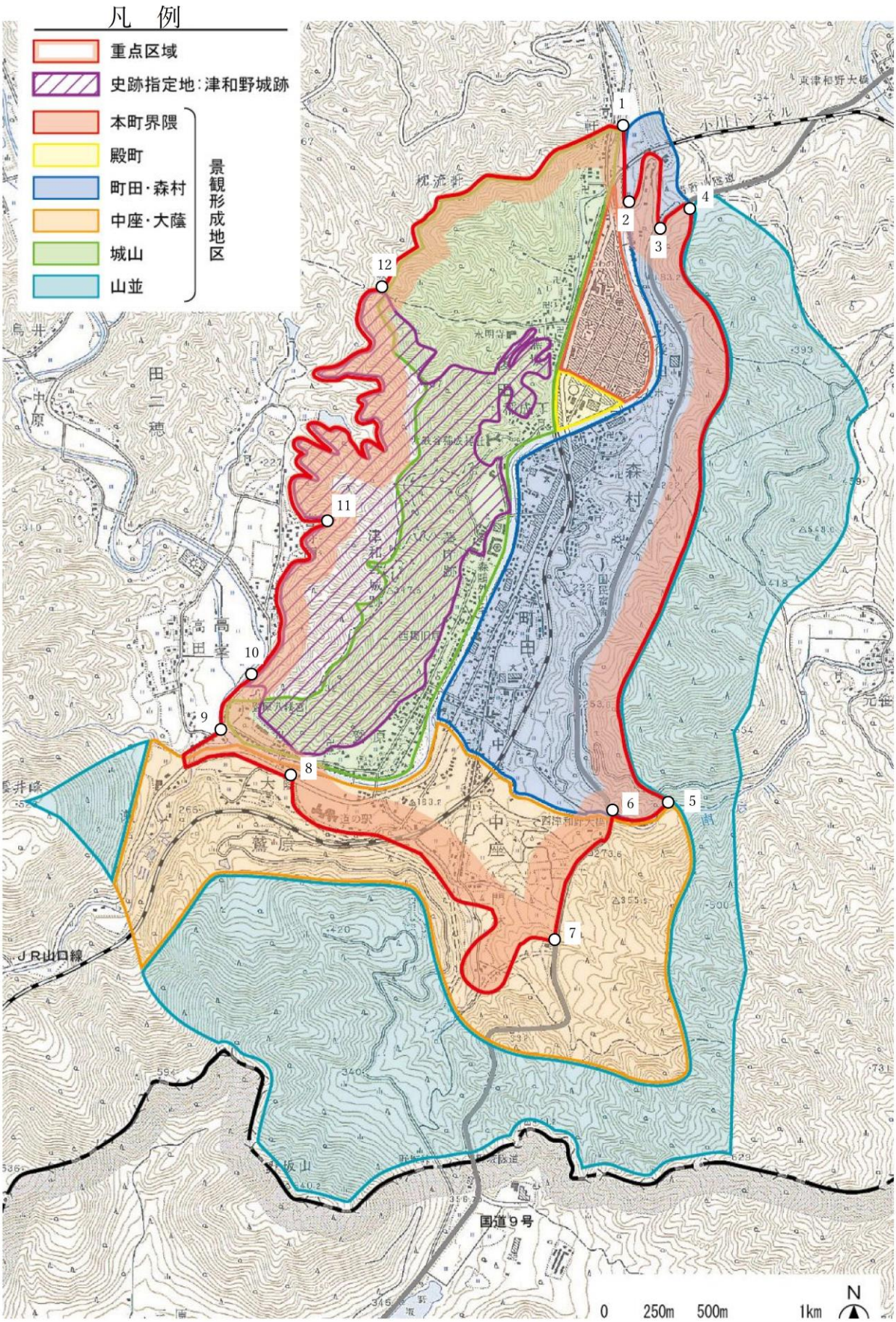
凡　例
重点区域
史跡指定地：津和野城跡
本町界隈
殿町
町田・森村
中座・大蔭
城山
山並
景観形成地区
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
JR山口線
国道９号
0
250m
500m
1km
N

番号	区域の境界
１～２	津和野川右岸界
２～３	県道萩津和野線界
３～４	国道９号線界
４～５	国道９号線から東 100m（景観形成地区町田・森村）界
５～６	南谷川（景観形成地区町田・森村）界
６～７	国道９号線東側界
７～８	県道柿木津和野停車場線界
８～９	県道萩津和野線界
９～１０	鷲原字界
１０～１１	文化財（史跡）指定区域界線 島根県鹿足郡津和野町田二穂 1055 番ノ 1、1055 番ノ 2、96 番ノ 1、97 番ノ 1、1072 番 119 番、 1076 番ノ 1、1706 番、118 番ノ 2、118 番ノ 3　地番界
１１～１２	文化財（史跡）指定区域界線 島根県鹿足郡津和野町田二穂 1055-3、1856-1、1055-4、1055-5、1055-7、1055-8、1055-9、 1055-10 地番界
１２～１	後田字界

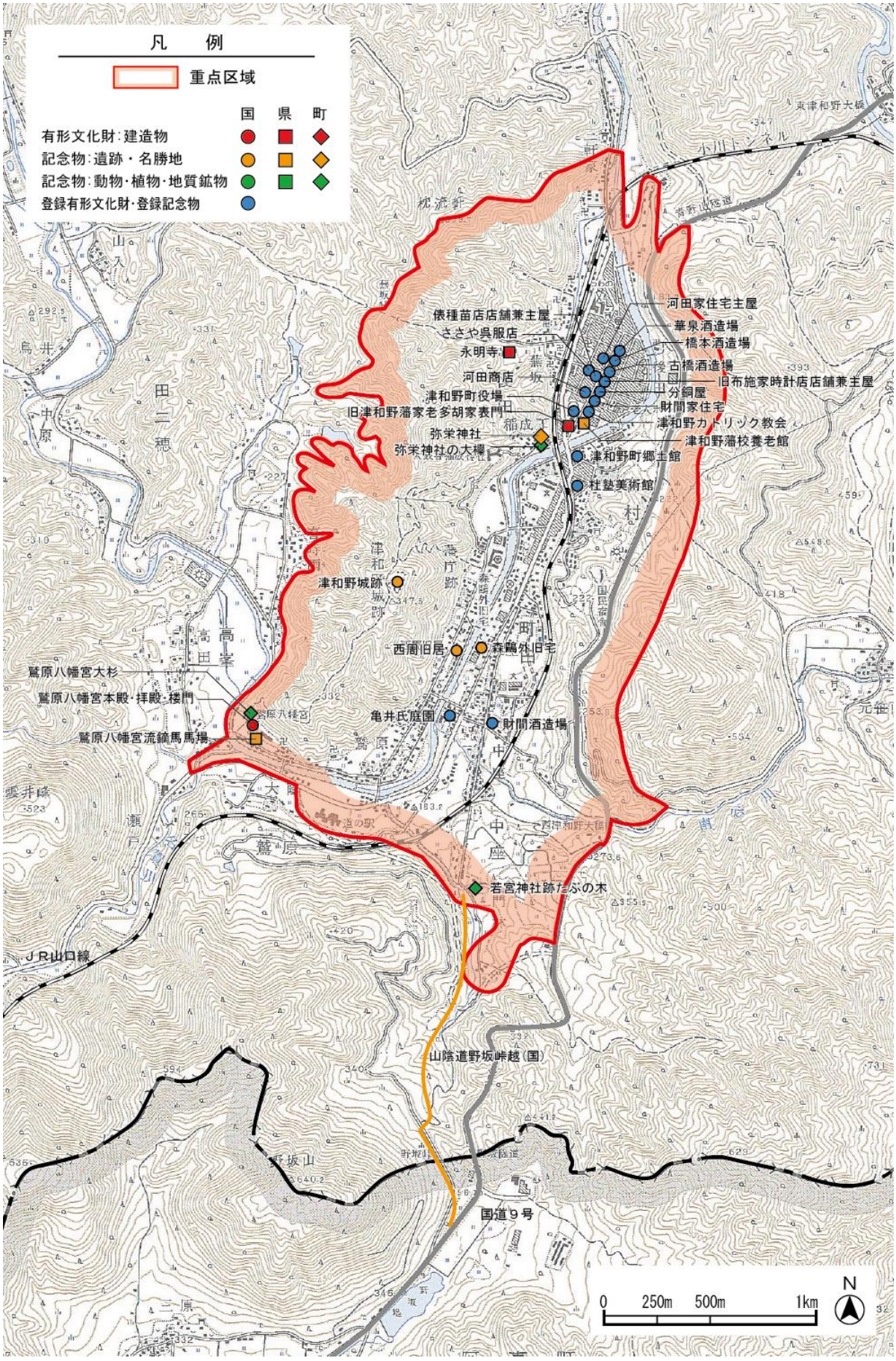

津和野歴史的風致地区における指定・登録文化財の分布

第３節　重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持及び向上の取組・事業としては、歴史的建造物の保存・活用、良好な市街地の環境の保全・整備、民俗芸能等の継承・活性化などがあげられる。また、取組・事業を歴史的風致という人々の活動と施設・空間の一体化・総合化した観点から進めていくことになり、個別的な対応ではなく、役割分担と相互連携のもとで、より効果的・効率的に展開していくことになる。

こうした取組・事業によって、重点区域内の文化財や歴史的風致の特色・価値の顕在化につながる効果が期待できる。

また、津和野町の知名度の向上や観光・交流の活性化、コミュニティの維持・活性化、さらにはアイデンティティづくりに寄与すると考える。

さらに、住民の地域への愛着と誇り、定住意識の向上、都市部に暮らす津和野町出身者等の郷土への誇りや帰属意識の醸成などにもつながることが期待できる。

第４節　良好な景観の形成に関する施策との連携

津和野町における良好な景観形成に関する施策としては、土地・建物利用の基本となる都市計画及び景観施策等がある。

１　津和野歴史的風致地区の都市計画

津和野町における都市計画区域は、旧城下町を含む津和野地区の面積約 11 ㎢が指定されており、南側は山口県との県境に接する。

都市施設としては、都市計画道路と公園緑地を定めており、区域区分、地域地区は定めていない。

今後とも、住民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、都市計画道路や公園緑地の整備など都市計画事業に取り組んでいく。

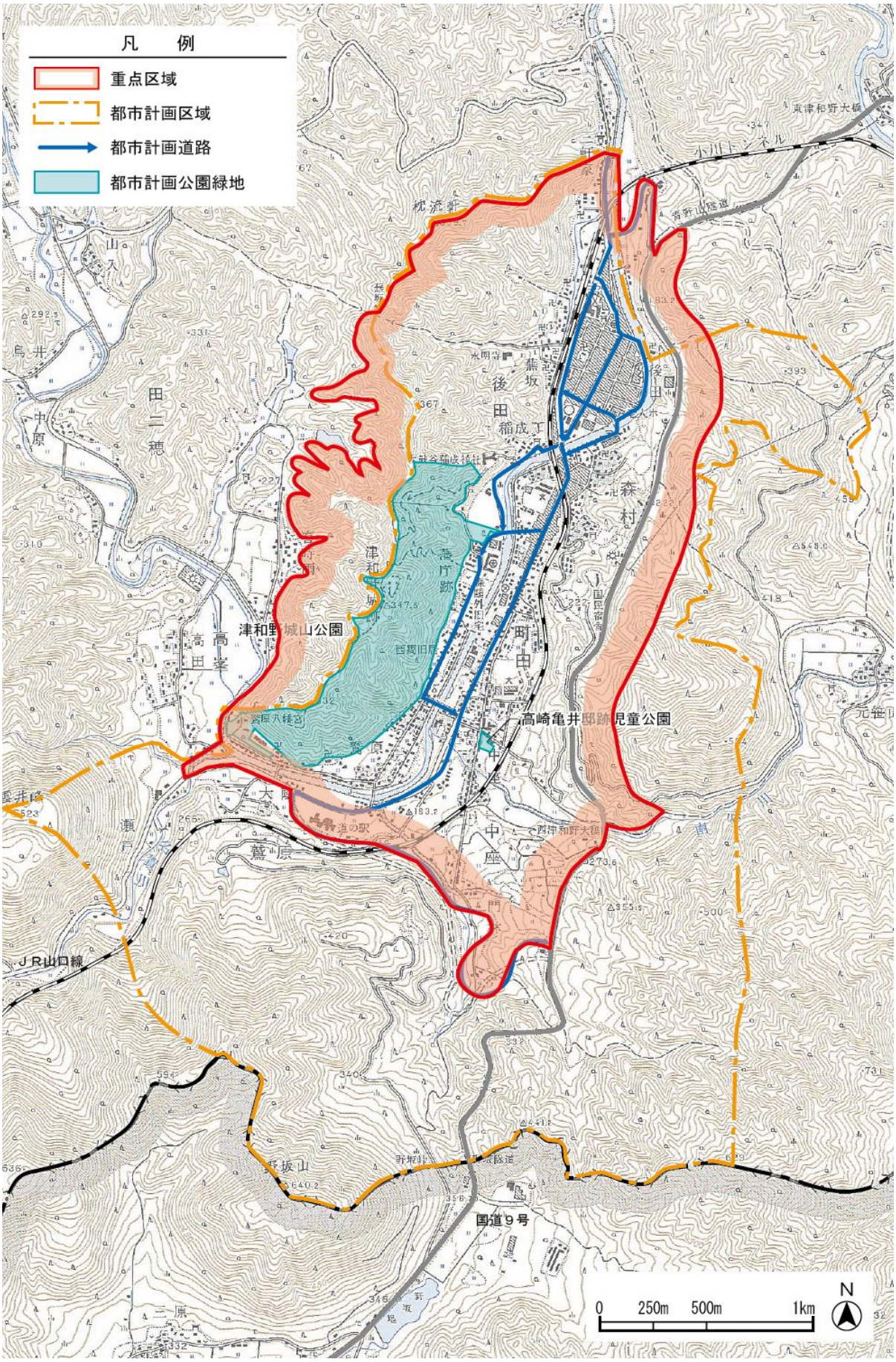
凡　例
重点区域
都市計画区域
都市計画道路
都市計画公園緑地
津和野城山公園
高崎亀井邸跡児童公園
JR山口線
国道９号
0　250m　500m　1km
N

都市計画区域等の状況

２　景観計画

津和野町では、景観法に基づき平成 20 年(2008) 9 月に津和野町景観計画を策定し、同時に津和野町景観条例を制定し、翌平成 21 年(2009) 4 月 1 日から施行している。

今後とも、景観に関する住民等への普及・啓発を図りながら、津和野町景観計画及び津和野町景観条例を適正に運用するとともに、今後、景観地区や景観重要建造物、景観重要樹木等の指定を検討する。

（１）基本テーマ

かつて全国にあったノスタルジックな「日本のふるさと」の景観が各所に残る津和野町、「日本のふるさと」の原型イメージや原風景の魅力を漂わせている景観づくりの思いを込めて、計画テーマを設定する。

＜基本テーマ＞

「日本のふるさと・津和野」の景観づくり

（２）景観計画区域

津和野町における景観計画区域は、町域全体としている。

景観計画区域においては、津和野町景観計画及び津和野町景観条例に基づき、次の行為は町長への届出が必要である。

○大規模な景観行為（開発や建設等）

※建築物の場合は、高さ 13ｍもしくは４階又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの

○屋外広告物の設置・掲出

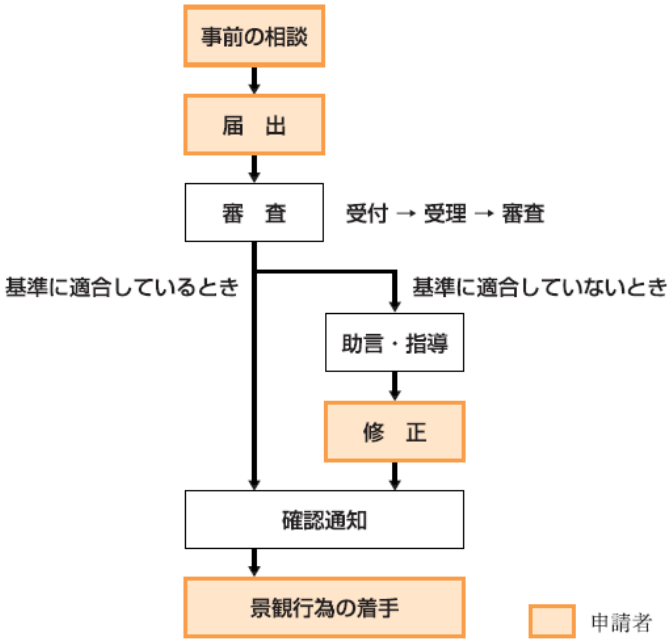

届出手続きの流れ

（３）景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限

①　大規模な行為

＜基本事項＞

ア　大規模な行為は、周辺景観に対して大きな影響を与える可能性があることから、地域の個性や特性を尊重し、周辺の景観との調和に配慮すること。

イ　大規模な行為を行うときは、景観計画を遵守し、良好な景観づくりに配慮すること。

ウ　大規模な行為については、津和野町全域を対象としているが、良好な景観形成上重要な区域については、きめ細かく配慮すること。→「景観形成地区」を参照

＜共通事項＞

ア　大規模な行為を行おうとする計画用地の選定にあたり、周辺地区や景観形成上重要な区域の良好な景観を損なわないよう配慮すること。

イ　大規模な行為を行おうとするときは、周辺眺望地からの眺望景観に配慮すること。

ウ　大規模な行為を行う計画用地内や周辺で、複数の建造物等の景観形成行為を行うときは、相互の調和について総合的に配慮すること。

エ　行為の期間中についても、周辺景観への影響に配慮し、周辺の緑化や囲い、遮へい等に工夫し集計に配慮すること。

＜個別事項＞

建築物、工作物、その他の大規模景観形成行為に分け、それぞれに関わる個別的な行為の景観形成基準を定めている。

例：建築物の行為…位置、外構、規模、高さ、形態意匠、色彩、素材、付属建築物及び付属施設、緑化、証明、その他

＜建造物の色彩＞

建造物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる行為（修繕、模様替え、色彩の変更）については、色彩の指針を定めている。

景観計画区域（全町）における基調色、配合色

基調となる色彩（基調色、配合色）			
色相		明度	彩度
N　（無彩色）	0.0～9.9		
R　（赤）		全範囲	6以下
YR（黄赤）			
Y　（黄）	0.0～4.9Y		
	5.0～9.9Y		4以下
GY（黄緑）			
G　（緑）			
BG（青緑）			2以下
B　（青）			
PB（青紫）			
P　（紫）			
RP（赤紫）			

景観計画区域（全町）における屋根の色彩

屋根の色彩			
色相		明度	彩度
N （無彩色）	0.0～9.9	8以下	
R （赤）		6以下	6以下
YR（黄赤）		6以下	6以下

景観計画区域（全町）における強調色

強調して用いる色彩（強調色）			
色相		明度	彩度
N （無彩色）	0.0～9.9		
R （赤）		全範囲	10以下
YR（黄赤）			
Y （黄）	0.0～4.9Y		
	5.0～9.9Y		8以下
GY（黄緑）			
G （緑）			
BG（青緑）			6以下
B （青）			
PB（青紫）			
P （紫）			
RP（赤紫）			

② 屋外広告物

津和野町全域に適用する屋外広告物については、島根県屋外広告物条例に準拠し、以下の基本事項のもとに、許可手続（事前相談と届出、許可基準）を定めている。

＜基本事項＞

ア　建築物に設置する看板や広告物は、必要最小限の規模及び設置箇所数にとどめる。

イ　建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。

ウ　建築物の全体壁面を利用した広告、開口部への広告掲示、テント広告、広告網等については設置しないこと。

エ　公共空間を占有する屋外広告物は、基本的に設置しないこと。

＜許可基準＞

屋外広告物の規模、形態意匠、色彩及び素材、その他について、景観形成の許可基準を定めている。

（４）景観形成地区

景観計画区域（町全域）のうち、特に良好な景観について、これを保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため、津和野町が独自に景観形成地区を指定し、景観づくり活動を誘導・支援する。

①　景観形成地区

津和野町は、12 の景観形成地区を指定しており、そのうち重点区域内には、下記の５つの景観形成地区を指定している。

〇城山景観形成地区
〇本町界隈景観形成地区
〇町田・森村景観形成地区
〇中座・大蔭景観形成地区
〇殿町景観形成地区

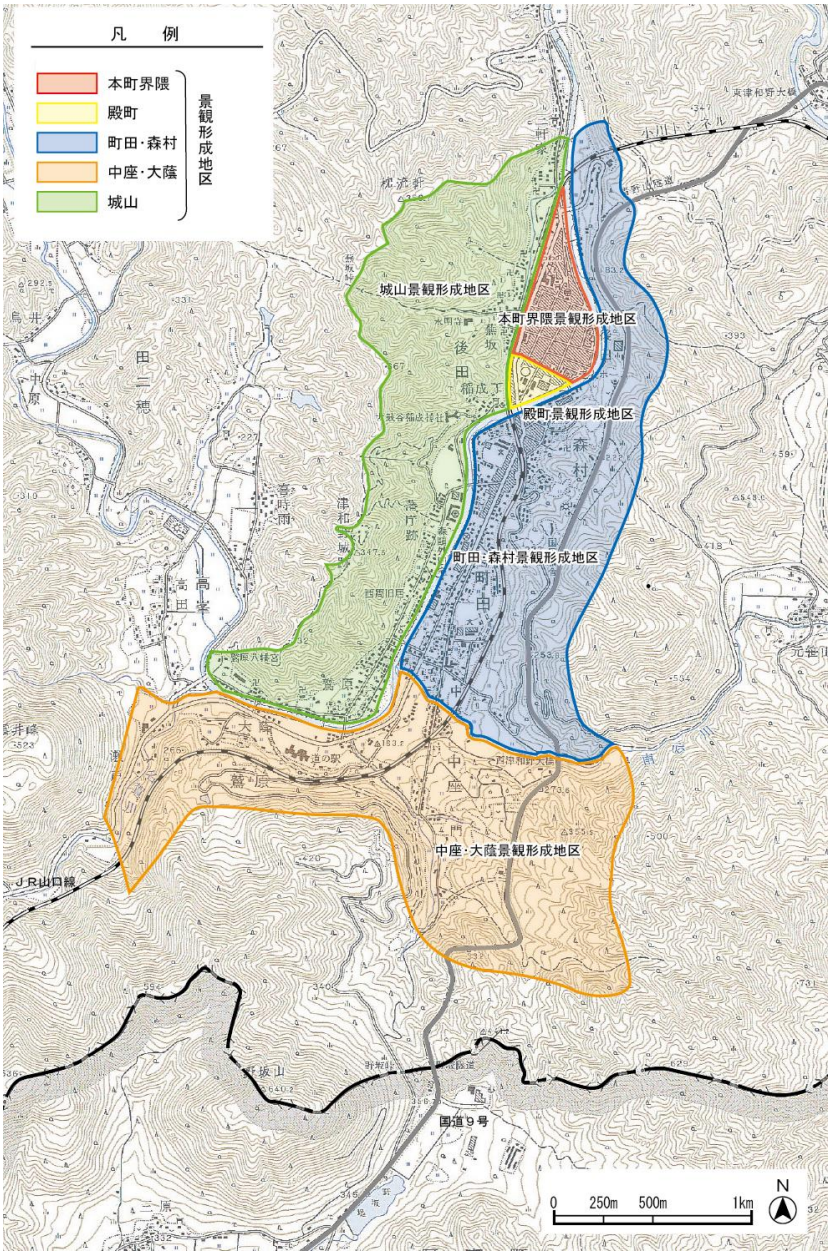

景観形成地区

② 景観形成地区の良好な景観の形成

景観形成地区における景観づくりの主要な取組は、以下のようになり、こうした取組（方針）のもとに、配置・位置、規模・高さ、形態意匠、色彩・素材、外構などについての指針を設定している。

表 4-4　景観形成地区の景観づくりのテーマと主要な取組

景観形成地区	景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取組
共通事項	「日本のふるさと・津和野」の景観づくり	○固有の景観づくり ○身近な景観づくり ○みんなの景観づくり
1　城山景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	●藩政時代の歴史的景観を保全する。 ●鷲原八幡宮・永明寺等の歴史的資源の保全と、自然や街並み景観とが調和した形態意匠・色彩とする。
2　本町界隈景観形成地区	まとまりのある歴史的街並み景観づくり	●本町界隈の街並みと調和した形態意匠・色彩、高さ等を制限し、良好な歴史的景観を保全する。 ●青野山や城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
3　町田・森村景観形成地区	田園と一体になった歴史的街並み景観づくり	●歴史的景観に調和した形態意匠・色彩とする。 ●旧主水畑の生活文化景観や野坂山・陶ヶ嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
4　中座・大蔭景観形成地区	津和野盆地の田園景観づくり	●各所の歴史的遺産や田園集落景観を保全し、これに調和した形態意匠・色彩とする。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。
5　殿町景観形成地区	城下町の歴史的景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	●伝統的な街並みと調和した形態意匠・色彩とする。 ●掘割と白壁等の殿町界隈の街並み景観を保全する。 ●野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する。

３　農業振興地域整備計画

津和野町では、重点区域の一部が農用地区域に指定されている。この良好な農業環境の保全を図るため、担当部局と連携して農地の保全などに取り組み、歴史的風致の維持向上を図っていく。

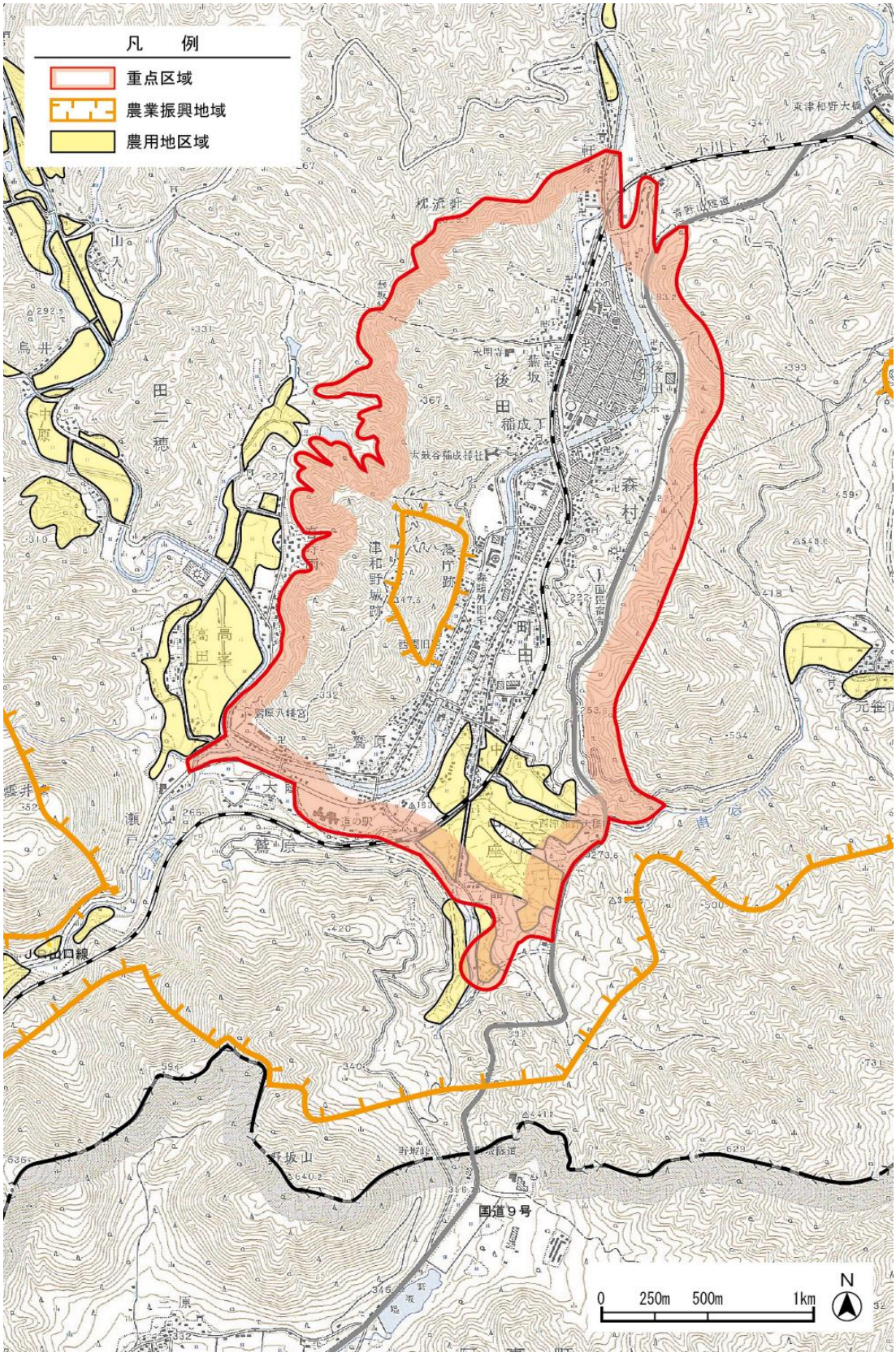

農業振興地域の指定の状況（津和野歴史的風致地区）

４　青野山県立自然公園

青野山県立自然公園は、「城下町津和野のシンボルとなっている青野山を中心とする山岳地域」、「津和野城跡を中心とする歴史・文化景観の地域」、「モリアオガエルの生息地として有名な地倉沼の湖沼地域」の３つの地域から構成されている。

このうち重点区域内には、「城下町津和野のシンボルとなっている青野山を中心とする山岳地域」の一部と「津和野城跡を中心とする歴史・文化景観の地域」が含まれている。

このうち青野山は、重点区域内の多くの場所から眺望でき、津和野地区の風景を特徴づけている。また、大山や三瓶山と同じく白山火山帯に含まれ、美しい典型的なトロイデ型火山地形をなしており、溶岩円頂丘の形状がきわめて明瞭である。令和元年(2018)にはその地質的な特徴や山岳信仰・景勝地などの点から天然記念物及び名勝に指定された。青野山の頂上からは津和野地区の街並みが、さらに、遠く日本海も望まれ、格好のハイキングコースとして親しまれている。

また、津和野城跡は史跡に指定されており、自然環境と歴史文化を体感できる場でもある。

これら２つの区域は、津和野地区の旧城下町を東西から挟む形で位置しており、今後とも、歴史的な街並みやそこでの伝統を生かした活動などと調和した、自然環境や景観の保全を図る。

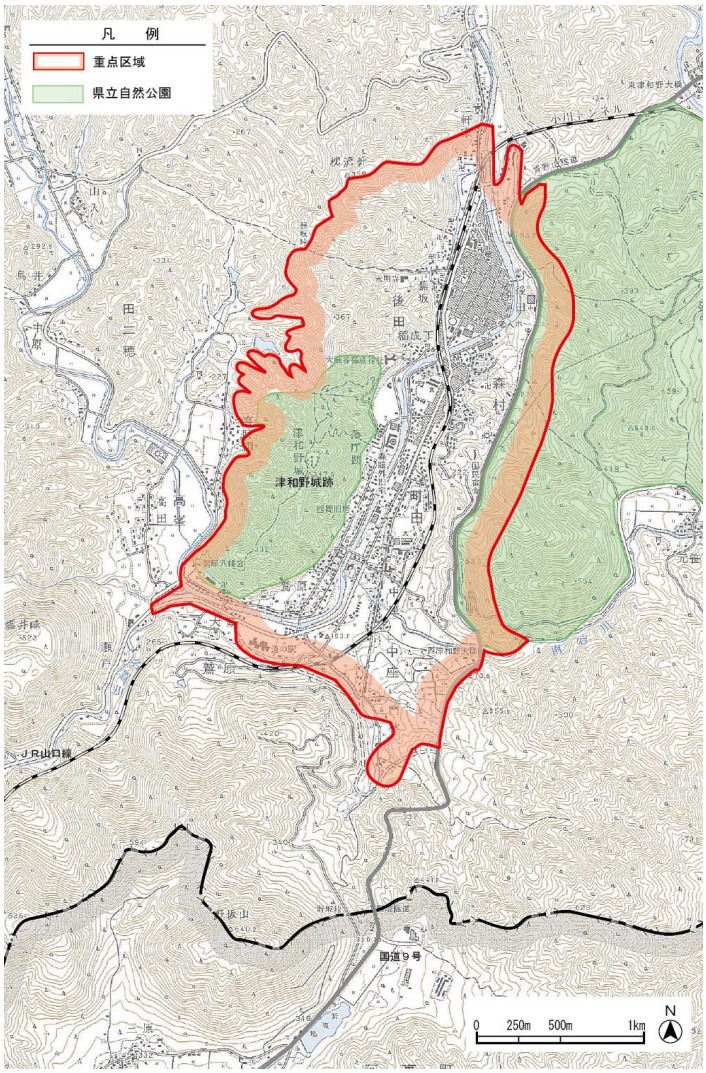

青野山県立自然公園の区域

第５章　文化財の保存及び活用に関する事項

第１節　津和野町全体に関する事項

（１）文化財の保存・活用の基本方針

①　文化財の保存に関する基本方針

ア　文化財の調査に関する基本方針

津和野町においては、これまで教育委員会や専門家による建造物や美術工芸品、文書、民俗文化財、史跡などの調査を行っており、その結果は文化財の指定・登録、整備・活用に生かしてきている。また、民俗調査の成果などについては、津和野町日原歴史民俗資料館で保存・展示を行っている。

さらに、文化財総合的把握モデル事業や津和野町文化財保存活用地域計画作成のための文化財調査では、地元調査員による文化財の調査結果のカード化、公民館における文化財把握のワークショップやヒアリングを行ってきた。

こうした文化財調査の成果や積み残した課題（把握できていない文化財への対応、保存・活用の方策の検討）などを踏まえながら、地元調査員をはじめ住民等の協力と参加により、未指定文化財の民俗芸能等の調査・研究を進めていく。また、専門家による文化財の調査を進め、その成果を文化財の保存・活用に生かすとともに、住民等への情報提供や啓発を図る。

さらに、各公民館における“地域学”を推進し、合わせて地域における住民が中心となった文化財の調査・把握と保存・活用を進める。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針

方針Ⅰ　歴史文化遺産の（再）発見・調査と価値の共有

イ　文化財の復旧（保存修理等）に関する基本方針

津和野町においても多数の文化財が存在し、それらは経年劣化や様々な事象により、毀損や消滅する危険性をはらんでいる。

こうした状況に対応する方策として、文化財の劣化防止の保存処理、毀損箇所の保存修理、さらには復元といった取組がある。その場合、どの文化財がどの程度毀損しているか等の状況を把握することが不可欠であり、前述の継続的な文化財調査や所有者、地域住民等との情報交換が不可欠である。

これまで、指定文化財については、その損傷具合や緊急性を考慮し、修理事業を実施してきたが、鷲原八幡宮など、今後修理に取り組まなければならない建造物も存在する。

このため、必要性や緊急性、優先順位を検討しながら、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理及び整備を実施するとともに、住民の理解を得られるよう、公開する機会の確保や情報発信に努める。

また、未指定・未登録文化財については、必要に応じて所有者等と協議しながら、その保存対策を検討する。

さらに、美術工芸品の場合、その保管状況や防犯体制についても考慮する必要があり、文化

財所有者にその指導・助言を継続的に行う。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開
　方針Ⅲ　歴史文化遺産の保存・活用を支える地域総がかりの人・体制と仕組みづくり

ウ　文化財の防災に関する基本方針

建造物をはじめとした指定文化財を、火災等の様々な災害から守るために、指定文化財の幾つかに関しては防災設備の設置・点検を行ってきた。特に、建造物は被害を受けやすく、修理に多大な時間と費用を必要とするため、防災対策を万全にし、被害を未然に防ぐこと、最小限にとどめることが重要である。

また、被害を受けた場合には、速やかに所有者等から津和野町教育委員会、島根県教育委員会へと情報を伝達し、応急対策や復旧事業を実施してきた。

こうした取組の成果等を踏まえながら、優先順位を検討し、指定文化財に関しては、建造物等の防災設備の設置と点検を推進する。

一方、指定文化財以外の文化財や文化財の周辺環境に対しては、特に財政上から同様の防災対策を実施することが困難であるが、これらについても、各地域の防災組織と情報交換を行い、文化財所有者及び地域住民の防災意識を高め、文化財を取り巻く地域ぐるみの防災体制の構築に努める。

また、防災だけでなく、防犯対策も必要であり、文化財所有者等への文化財の毀損を含めた防犯意識の徹底を図る。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開

エ　埋蔵文化財の取扱に関する基本方針

津和野町には、旧石器時代及び縄文・弥生から旧城下町をはじめとした江戸時代（近世）まで、各時代の遺跡が確認されており、これらのうち、およそ 180 遺跡は「周知の埋蔵文化財包蔵地」としている。

特に旧城下町一帯においては、城下町遺跡（近世）、大蔭遺跡（縄文～奈良・平安）、高田遺跡（縄文～近世）、喜時雨遺跡（旧石器、弥生～近世）などを「周知の埋蔵文化財包蔵地」として設定し、一体的にその保護を図っている。

津和野町教育委員会では、こうした包蔵地内で行われる開発等に際しては、島根県教育委員会の指導・助言を得るとともに、教育委員会と商工観光課、建設課、農林課、環境生活課（下水道等）などとの連携を図りながら、文化財保護法に基づき、遺跡の記録や保存等に関する調査や行政指導を行っている。

今後とも、関係機関及び庁内の連携体制を強化しながら、包蔵地内での開発等に際しての行政指導を徹底する。

また、既に埋蔵文化財包蔵地として周知されているところ、周知されていないところを問わ

ず、発掘調査等によって津和野町の歴史を理解する上で重要な遺構が見つかった場合は、開発側と協議を行い、適切な保存を図る

さらに、「周知の埋蔵文化財包蔵地」については、概ね近世までの遺跡を対象としているが、今後は近代以降の遺跡についても、学識経験者等の助言等や関係権利者の理解・協力を得ながら、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の保存を進める。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅰ　歴史文化遺産の（再）発見・調査と価値の共有

オ　文化財と調和した周辺環境・景観の保全・形成に関する基本方針

歴史的建造物や史跡名勝などは、文化財周辺の環境・景観の有り様が、文化財としての価値をより一層高めたり、あるいは価値を阻害したりすることになる。

このため、津和野町景観計画を生かしながら、建築物・工作物の形態意匠・色彩、高さへの配慮を求めるとともに、屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限を適切に行う。

また、歴史的建造物の集積する街並みなどにおいては、その風情と調和した道路の美装化、案内表示板の計画的な整備、電線類の地中化などにより面的・ネットワーク的に歴史文化の息づくまちづくりに努める。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開

カ　文化財の保存（活用）を行うための施設に関する基本方針

津和野町には、津和野町郷土館や歴史民俗資料館、森鷗外記念館をはじめとした文化施設が多数立地しており、それらの充実とともに、つながりを持った利用への対応が求められる。一方、史跡津和野城跡や史跡山陰道などのガイダンス機能が十分でない面も指摘される。

このため、既存施設の活用を含めガイダンス施設の充実・強化や案内表示板、便益施設、資料収蔵施設の計画的な整備を図るとともに、関連する施設間での連携を強化し、文化財等をめぐる機会や体験機会の確保、広域的な情報発信に努めることで、より効率的な運営とネットワーク的な利用を促進していく。また、地域活動団体等との連携を図りながら、住民等の協力と参加によって文化財を守り、生かす取組を進める。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開
　方針Ⅲ　歴史文化遺産の保存・活用を支える地域総がかりの人・体制と仕組みづくり

②　文化財の活用に関する基本方針

ア　文化財に関する情報提供と普及・啓発に関する基本方針

文化財の保存・活用の基礎的な条件として、住民等に対して文化財に関する情報提供や学習・体験機会の確保に努めながら、意識啓発を図る。

また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、神楽や盆踊り、地芝居、田植囃子をはじめとする民俗芸能などの担い手の確保・育成、及び登録有形文化財としての登録など、歴史的建造物の保存・活用を促進しながら、酒づくりなど地域における伝統的な産業の支援に努める。さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習機会の確保などを通じて、地域の連帯感や活力を高め、定住対策等に努めるとともに、歴史的建造物における空き家対策、活用促進に取り組む。

一方、庁内においては、文化財部門、観光部門、建設部門、総務部門、農林部門等の連携体制を強化する。

加えて地区レベルにおいては、公民館の態勢強化などに努めながら、公民館を拠点とした歴史文化に関わる取組を推進するとともに、地域学※やまちづくりへの展開を目指す。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開
　方針Ⅲ　歴史文化遺産の保存・活用を支える地域総がかりの人・体制と仕組みづくり

イ　関連文化財群としての文化財の保存・活用に関する基本方針

津和野町文化財保存活用地域計画では、９つの個別的なテーマ（広義の関連文化財群）及び１つの通史的なテーマをもとに、関連文化財群を設定しており、これらを切り口として、文化財の調査・研究と価値の把握を進めながら、保存・活用に取り組む。

その中では、生涯学習や観光振興などとの連携に努めるとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開

ウ　歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用の基本方針

津和野町文化財保存活用地域計画では、12 の歴史文化保存活用区域を設定している。それらは、旧城下町などからなるエリア（街・野）、笹ヶ谷銅山や木部地区、畑迫地区を中心としたエリア（野・山）、高津川を軸としたエリア（山・野）に大きく分けられるとともに、共有するする内容を持ち、街道などで相互につながる。

こうしたことを踏まえ、歴史文化保存活用区域における文化財の保存・活用や区域相互のネットワーク化、さらには歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

・津和野町文化財保存活用地域計画の関連する（文化財の保存・活用に関する）方針
　方針Ⅱ　歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開

③　文化財の保存・活用に関する津和野町教育委員会の体制と今後の方針

津和野町においては、教育委員会が文化財行政を担っている。また、合併を通じて、より広大となった町域に分布する文化財の保存・活用に対応するため、各地区の公民館や地域の文化財保護団体などとの連携を図っている。

教育委員会の文化財行政は、文化財係・文化振興係を職員４人（内専門職員２人、埋蔵：１人・文献：１人）及び嘱託職員２人で担っている。

今後、歴史的風致の周知・啓発や関係する事業の実施を含め、文化財行政の推進及びまちづくり行政との連携をさらに図っていくため、教育委員会の体制（態勢）の充実を図るとともに、庁内の連携体制の一層の強化を進める。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関については、津和野町文化財保護条例に基づき、津和野町文化財保護審議会を設置している。現在（令和４年度）、６人で構成しており、専門分野別では、建造物１人、天然記念物１人、郷土史３人、その他１人となっている。今後とも、文化財の保存・活用に関して、適宜、津和野町文化財保護審議会に諮問し、建議していく。

※　地域学

自分たちが住む地域の自然、歴史、人、事象などを、学術的なことも取り入れながら学び、一人ひとりが郷土観を確立し、地域活性化や地域づくりへの動機づけを図っていくもの。

④　各団体の活動と津和野町の係わりに関する今後の方針

津和野町における文化財に関係する団体は、下表のように 20 団体あり、文化財の保護及び保存活用を実施していく上では各種団体と行政が連携して行うことが不可欠である。そのため、津和野町としては、各団体の自主的な活動を尊重し、行政として出来るだけの指導や補助、援助等を継続的に進める。

また、平成 23 年度(2011)に設置した津和野町民俗芸能保存協会への指導、補助等も継続的に進める。

津和野町における文化財関係の団体と津和野町の係わり

団体名	活動概要
津和野の自然と歴史を守る会	津和野町の自然と歴史の調査や活用 機関紙「つわぶき」を発行
日原郷土史研究会	旧日原地区の歴史の調査・研究 日原歴史民俗資料館の管理
弥栄神社の鷺舞保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 7 月 20 日、27 日に奉納
津和野盆踊り保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 8 月 15 日
日原盆踊り保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 8 月中旬
流鏑馬保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 4 月第 2 日曜日に奉納
日原奴保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 11 月第 2 日曜日に奉納
青原奴保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 10 月 21 日頃に奉納
青原網代保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 10 月 21 日頃に奉納
柳神楽保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 11 月上旬頃に奉納
長福千原座神楽社中	無形の民俗文化財の継承 毎年 10 月 14 日頃に奉納
木ノ口神楽社中	無形の民俗文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
石見神楽左鐙社中	無形の民俗文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
石見神楽保存会日原社中	無形の民俗文化財の継承 毎年 11 月第 2 日曜日に奉納
中山田植え囃子保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
田二穂・高峰田植え囃子保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年秋祭りに奉納
相撲ケ原田植え囃子保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 10 月 15 日頃に奉納
子鷺踊り保存会	無形の民俗文化財の継承 毎年 7 月 20 日、27 日に奉納
ＮＰＯ法人旧堀氏庭園を守り活かす会	名勝旧堀氏庭園の活用・維持管理

（２）文化財の保存・活用に関する取組～重点プロジェクト～

津和野町文化財保存活用地域計画では、文化財の保存・活用の取組を関連文化財群と歴史文化保存活用区域の観点からまとめている。さらに、それらの中から重点的・特徴的な施策を取り上げ、関連性の強いものを組合せ、重点プロジェクトとして設定している。

ここでは、重点プロジェクトの概要を説明する。

なお、歴史文化保存活用区域における取組は、後述する「第２節　重点区域に関する事項」でその一部を明記する。

【重点プロジェクトの設定】

- **●歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくりプロジェクト（★：全町）**
- **●藩校養老館・津和野町郷土館整備・活用プロジェクト（★）**
- **●津和野城跡・城下町遺跡等整備・活用プロジェクト（★）**
- **●高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト**
- **●幕領と鉱山の遺産整備・活用プロジェクト**
- **●歴史の道整備・活用プロジェクト（★）**
- **●民俗芸能伝承・再構築プロジェクト（★：全町）**
- **●日本遺産活用プロジェクト（★）**
- **●亀井家墓所・永明寺整備・活用プロジェクト（★）**
- **●青野山保存・整備・活用プロジェクト**

※（★）は重点区域に関わるもの

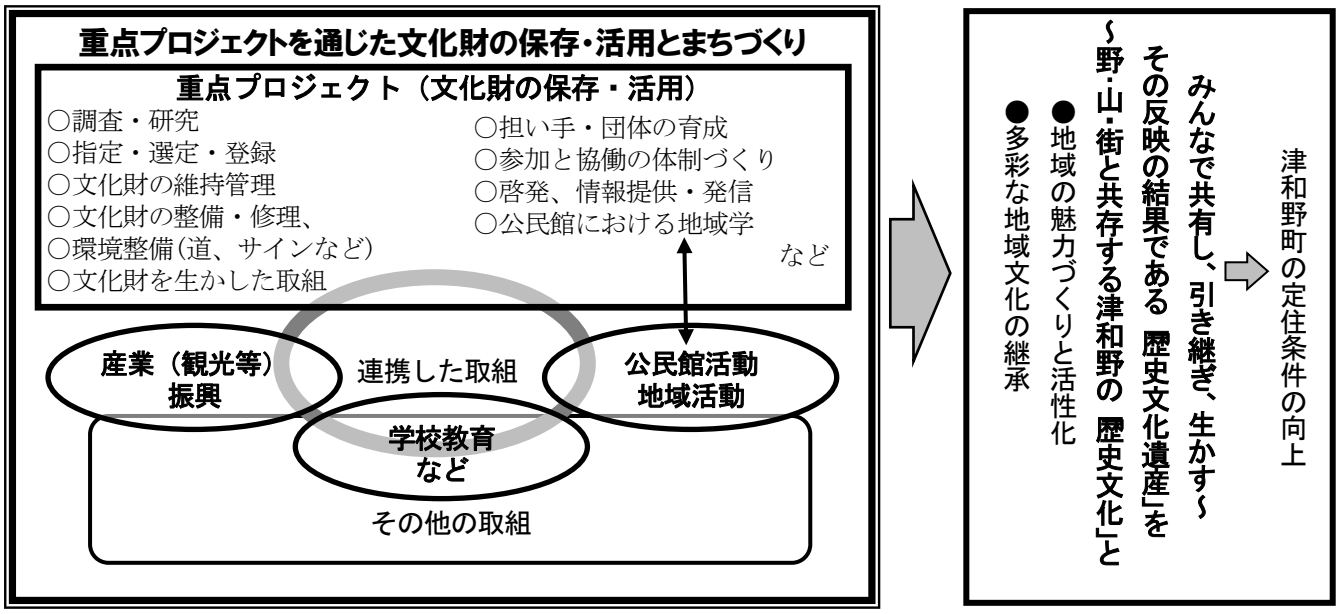

文化財の保存・活用とまちづくり

【重点プロジェクトの概要】

●歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくりプロジェクト（★：全町）

・歴史文化のまちづくり推進体制づくり
・登録有形文化財保持者の会の支援
・ボランティアガイドの育成・活動支援
・文化財の保存・活用の専門的な組織づくりと活動展開（建築士、その他技術・技能者等）
・多様な参加による周遊ネットワークづくり　など

●藩校養老館・津和野町郷土館整備・活用プロジェクト（★）

・藩校養老館の活用（津和野町郷土館と一体化した歴史文化の拠点機能の整備）
・津和野町郷土館の整備・充実（藩校養老館と一体化した歴史文化の拠点機能の整備）

●津和野城跡・城下町遺跡等整備・活用プロジェクト（★）

・石垣等保存・修理
・登城路等の整備
・馬場先櫓・物見櫓の保存・活用
・藩邸及び庭園の保存・活用　など

●高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト

・源流域と森の自然景観・環境の保全と活用
・棚田・ワサビ田・田園景観等の保全と活用
・たたら場跡の保存と活用
・石見瓦の街並みの保全
・高津川の風物詩や景観の情報発信、食文化の継承・普及
・民俗芸能・伝説の継承
・文化的景観づくりに向けた広域的な連携（益田市、吉賀町）　など

●幕領と鉱山の遺産整備・活用プロジェクト

・鉱山施設跡等の整備（安全対策等）
・アクセス及び昔の道の確保
・旧堀氏庭園や堀氏関係の文化財の保存・整備・活用　など

●歴史の道整備・活用プロジェクト（★）

・山陰道に関する調査
・街道等の保存修理と整備・活用
・広域的な連携による山陰道の保存・活用

●民俗芸能伝承・再構築プロジェクト（★：全町）

・民俗芸能の担い手の育成と活動支援
・民俗芸能の担い手・団体の連携と交流　など

●日本遺産活用プロジェクト（★）

・日本遺産にかかる構成文化財の調査・保護・情報発信
・周遊ネットワークづくり
・ＶＲの充実・活用　など

●亀井家墓所・永明寺整備・活用プロジェクト（★）

・乙雄山・永明寺の調査・保存修理
・墓所への歴史的な道の確認と参道等の整備

・旧城下町との周遊ルートの設定

●青野山保存・整備・活用プロジェクト

・登山道の整備、サイン設置・充実

・青野山関連の名勝調査・整備・活用　など

第２節　重点区域に関する事項

１　重点区域における文化財の保存・活用の取組の方針と全体像

津和野町全体の方針を踏まえ、重点区域及び一部その周辺における文化財の保存活用の取組方針を以下のように設定する。

＜取組の方針＞

○重点区域やその周辺は、文化財が集積した区域であり、個々の文化財とその周辺環境の保存・活用とともに、面的及びつながりを持った保存・活用を図る。

○津和野地区における面的な埋蔵文化財である城下町遺跡の普及・啓発に努めるとともに、その保存・活用を図る。

○旧城下町やそれを囲む田園・棚田、山地部が一体となった津和野ならではの景観を保全するとともに、江戸時代につくられた「津和野百景」にならい「新津和野百景」づくりに取り組む。

○津和野弥栄神社の鷺舞や花まつり、津和野踊、煎茶文化など歴史及び伝統を反映した人々の活動の継承・活用を図る。

○文化財の背景にあるものとして、歴史的な地名や町名等の継承・活用を図る。

こうした方針のもとに、重点区域及び一部その周辺において、重点的に取り組んでいく歴史的風致の維持及び向上に関する文化財の保存・活用の取組を、津和野町文化財保存活用地域計画における歴史文化保存活用区域「津和野城、城下町遺跡とその街並み」の中で示しているもののうちから、抜粋・整理する。

ここで取り上げている歴史文化保存活用区域は、重点区域とほぼ重なる。一部重点区域外の取組もあるが、重点区域周辺についても、重点区域と一体的に文化財の保存・活用を目指す。

このため、本計画と津和野町文化財保存活用地域計画との連携を図りながら、文化財の保存・活用を推進していく。

歴史文化保存活用区域における取組の骨子

（「津和野町文化財保存活用地域計画」より関係する取組を抜粋）

重点区域 及び 歴史文化保存活用区域	取組の骨子 （文化財の保存・活用の取組の骨子と手法）	要検討の法制度				
		保護・保全の手法			支援制度	
		文	都	景	歴	他
＜重点区域等＞ 重点区域（津和野歴史的風致地区）及び一部その周辺（重点区域外）を含む	津和野城跡の保存・活用	○				
	藩校養老館の活用	○			○	
	城下町史跡群の保存・活用	○		○	○	
	城下町遺跡（地下遺構）の保存・活用	○				
	山陰道の保存・整備・活用	○				○
＜歴史文化保存活用区域＞ 津和野城跡と旧城下町及びその周辺 【津和野城、城下町遺跡とその街並み】	津和野・廿日市街道、奥筋往還等の保存・整備・活用	○				○
	石見瓦と歴史的建造物と街並みの保存・活用 ・歴史的建造物と街並みの保存・活用 ・重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用	○	○	○	○	
	町家の庭園と煎茶文化の保存・継承・活用	○			○	○
	城下町の民俗文化財の継承・活用 ・鷺舞　・津和野踊　・乙女峠祭　・その他民俗芸能･行事	○			○	○
	棚田の保存・活用（中座地区など）	○		○	○	○
	景観保全と新津和野百景づくり	○	○	○	○	○
	歴史的な地名・町名及び通り名の継承・活用				○	○
※小京都文化：庭園、煎茶、茶道具、菓子、華道、民俗芸能　など	その他、関連文化財群【近世城下町の史跡と文化】における取組の展開 ・旧城下町及びその周辺地区における景観形成 ・青野山をランドマークや借景とする環境の保全 ・水路に関わる文化財の保存・活用 ・その他文化財の保存・活用	○	○	○	○	○

注）文：文化財保護制度の活用を意図
都：都市計画法の活用を意図
景：景観法の活用を意図
歴：歴史まちづくり法（歴史的風致維持向上計画）の活用を意図
他：その他（個々のまちづくりに関する支援制度、単独事業など）

２　重点区域（津和野歴史的風致地区）及び一部その周辺における取組内容

重点区域及び一部その周辺において、歴史的風致の維持及び向上に関する文化財の保存・活用の取組を、津和野町文化財保存活用地域計画で示している内容を踏まえながら整理すると、以下のようになる。

（１）津和野城跡の保存・活用

○　津和野城跡については、旧城下町や城下町史跡群、城下町遺跡などとの一体的な保存・活用を目指す。

※［津和野城及び城下町史跡群保存活用事業：平成 25 年度～令和 14 年度］

（２）藩校養老館の活用

○　建物を利用した展示等のスペースを確保し、藩校養老館に関わる歴史文化を学ぶことの場として活用する。

○　津和野町郷土館と連携し、津和野町の歴史文化の拠点機能、情報発信機能として活用する。

※［日本遺産活用事業：平成 28 年度～令和 14 年度］

（３）城下町史跡群の保存・活用

○　藩校養老館、弥栄神社、永明寺、亀井家墓所、森鷗外旧宅、西周旧居、高崎亀井家跡、鷲原八幡宮、津和野神社及び城下町関連遺跡範囲におけるその他関連遺跡の保存・活用を図る。

※［歴史的建造物保存修理事業：平成 25 年度～令和 14 年度］

（４）城下町遺跡（地下遺構）の保存・活用

○　城下町に関わる地下遺構の保存・活用に努める。

○　水路遺構の保存・整備や歴史的な水路の再現について検討する。

（５）山陰道の保存・整備・活用

○　旧城下町を通る山陰道の保存・整備と活用に努める。

※［津和野城及び城下町史跡群保存活用事業：平成 25 年度～令和 14 年度］

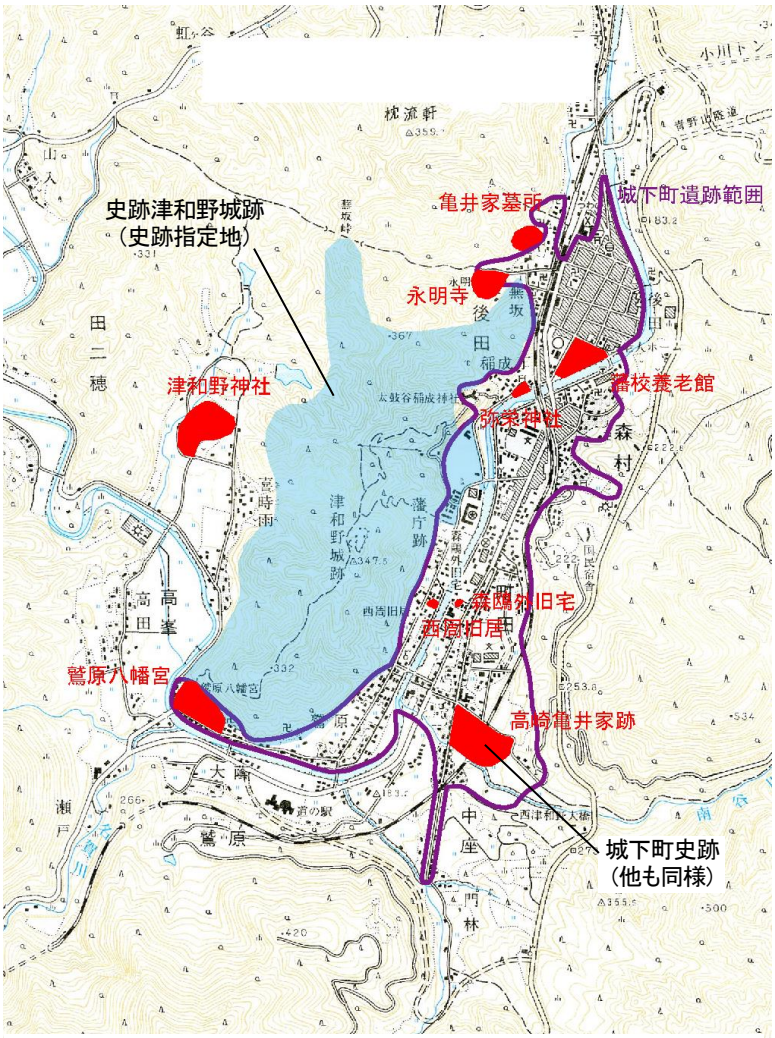

城下町主要史跡群と城下町遺跡（地下遺構）

（６）津和野・廿日市街道、奥筋往還等の保存・整備・活用

○　旧城下町を通る津和野・廿日市街道や奥筋往還の保存・整備と活用に努める。

○　日本海沿岸につながる塩街道に関わる情報提供などに努める。

（７）石見瓦と歴史的建造物と街並みの保存・活用

①　歴史的建造物と街並みの保存・活用

○　旧城下町内には、江戸、明治、大正、昭和初期の建物が多数残っており、関係権利者の理解と協力を得ながら、個々の建物及び街並みとしての保存・活用に努める。

○多数の登録有形文化財があり、個々の取組に加え、登録有形文化財群としての保存・活用を図る。

※［津和野歴史的風致地区防災対策事業：平成 29 年度～令和 14 年度］、［空き家再生事業：平成 27 年度～令和 14 年度］

②　伝統的建造物群保存地区の指定に向けた取組

○　旧城下町の橋北地区において、歴史的な建造物がまとまっている区域については、伝統的建造物群保存地区の指定（都市計画への位置づけなど）に向けて取り組む。

（８）町家の庭園と煎茶文化の保存・継承・活用

○　旧城下町内の町家には、古い庭園も多数残されており、関係権利者の理解と協力を得ながら、その保存・活用に努める。

○　旧城下町などにおいては、煎茶文化が今も色濃く残っており、こうした伝統を反映した生活文化の継承や情報発信に努めるとともに、お茶のもてなしと町家・庭園の鑑賞など一体的な活用を検討する。

（９）城下町の民俗文化財の継承・活用

※「伝統行事・民俗芸能支援事業：平成 27 年度～令和 14 年度」

①　鷺舞

○　津和野弥栄神社の鷺舞の継承と活用を進める。

②　津和野踊

○　津和野踊の継承と活用を進める。

③　乙女峠まつり

○　キリスト教の歴史と文化を伝える乙女峠まつりの継承と活用を進める。

④　その他民俗芸能

○　小鷺踊り、天神祭りなどの継承と活用を進める。

（10）棚田の保存・活用（中座地区など）

○　旧城下町の周辺部にあり、街並みの景観を特徴づける役割も担っている棚田の保存・活用に努める。

※［見晴らし広場周辺整備事業：平成 29 年度～令和 14 年度］


殿町通り


津和野カトリック教会（登録有形文化財）


橋本酒造場（登録有形文化財）


橋本酒造場中庭


津和野弥栄神社の鷺舞

（11）景観保全と新津和野百景づくり

○　津和野町景観計画に基づき、景観形成地区（城山、本町界隈、町田・森村、中座・大蔭、山並、殿町）などにおける良好な景観の保全・形成を図る。

○「城山と雲海」や「城山から見た街並みと青野山」、「永明寺からの青野山」など住民参加と公民館活動を基本に、歴史文化の観点も取り入れた「新津和野百景」づくりに取り組む。

（12）歴史的な地名・町名及び通り名の継承・活用

○　古くからの地名や町名及び通り名を整理するとともに、その継承や活用に取り組む。

（13）その他、関連文化財群【近世城下町の史跡と文化】における取組の展開

①　歴史まちづくり法の活用に向けた取組

○　旧城下町及びその周辺において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史的風致の定義：法第１条）の維持及び向上を図るため、歴史まちづくり法による「歴史的風致維持向上計画」の認定とその具体化に向けて取り組む。

○　具体的な取組としては、歴史まちづくり法（歴史的風致維持向上計画）の活用による電柱電線類移設や道路の景観形成、歴史的風致の形成に寄与している農業用用排水施設の修復、建造物の修景などが想定できる。

②　旧城下町及びその周辺地区における景観形成

○　景観法を生かし、旧城下町の歴史的景観とそれと調和する田園、山並みなどを一体的に保全するとともに、住民等の景観づくりの取組を誘導・支援する。

③　青野山をランドマークや借景とする環境の保全

○　津和野町のシンボル的な山である青野山の環境保全を図る。

○　地域におけるランドマークとして、青野山を眺望できる環境の確保・保全に努める。

○　民家・庭園や街並みからの借景として生かされる環境の確保・保全に努める。



津和野城跡から見た旧城下町と青野山

④　水路に関わる文化財の保存・活用

○　禁漁区の継続と周知を図りながら、鯉のすむ環境や水路の保全を図る。

⑤　その他文化財の保存・活用

○　その他、潜在化したものを含め、地域に息づく有形無形の文化財を調査・把握し、情報発信（提供）や体験・学習の機会の確保、保存や公開の方法など、それぞれの文化財の実情を踏まえながら、多面的に保存・活用について検討する。